

事業者防災業務計画作成（修正）届出書

令 03 原機(サ保)051
令和 3 年 8 月 6 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

氏名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	核燃料物質使用許可 昭和 42 年 10 月 2 日 再処理事業指定 平成 17 年 10 月 1 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	令和 3 年 8 月 6 日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 殿 東海村長 山田 修 殿
予定される要旨の公表の方法	・報道機関への公表 ・インターネットでの公開

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
原子力事業者防災業務計画

令和3年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

原子力事業者防災業務計画修正の履歴

修正No.	修正年月日	修 正 理 由
制定	平成 12 年 6 月 26 日	
1	平成 13 年 7 月 19 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
2	平成 14 年 7 月 10 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
3	平成 15 年 7 月 28 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
4	平成 16 年 7 月 29 日	関係機関の名称変更等に伴う修正
5	平成 17 年 10 月 1 日	二法人統合に伴う修正
6	平成 18 年 10 月 5 日	所要の見直しに伴う修正
7	平成 19 年 10 月 4 日	所要の見直しに伴う修正
8	平成 20 年 10 月 7 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
9	平成 21 年 10 月 7 日	茨城県地域防災計画等の修正に伴う修正
10	平成 22 年 10 月 7 日	関係機関の名称変更等に伴う修正
11	平成 23 年 10 月 6 日	所要の見直しに伴う修正
12	平成 25 年 3 月 18 日	原災法及び関係省令改正に伴う修正
13	平成 25 年 12 月 20 日	原災法関係政省令等改正に伴う修正
14	平成 27 年 3 月 26 日	定期の見直しに伴う修正
15	平成 28 年 3 月 25 日	定期の見直しに伴う修正
16	平成 29 年 3 月 24 日	定期の見直しに伴う修正
17	平成 30 年 1 月 22 日	原子力災害対策指針等改正に伴う修正
18	平成 31 年 3 月 25 日	定期の見直しに伴う修正
19	令和 2 年 8 月 21 日	原子力災害対策指針及び関係規則類の改正に伴う見直し、緊急時活動レベルの見直し、法定様式の見直し等に伴う修正

原子力事業者防災業務計画修正の履歴

修正No.	修正年月日	修 正 理 由
20	令和3年 8月 6日	敷地境界にない放射線測定設備の除外に伴う修正、原子力防災資機材の保管場所変更に伴う修正、プルトニウム廃棄物貯蔵施設の管理区域解除に伴う修正等

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義.....	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 組織・体制の整備	6
1. 原子力防災組織	6
2. 原子力防災要員	6
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者	7
第2節 原子力防災組織の運営	7
1. 原子力防災組織の設置及び解散	7
2. 権限の行使	8
3. 通報連絡体制	8
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	9
1. 放射線測定設備の整備.....	9
2. 原子力防災資機材の整備	9
3. その他の原子力防災資機材の整備	9
4. 機構本部におけるその他の原子力防災資機材の整備	10
5. 原子力事業所災害対策支援拠点におけるその他の原子力防災資機材の整備	10
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備	10
1. O F Cに備え付ける資料	10
2. 緊急時対策所に備え付ける資料	10
3. 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料	10
4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料	10
5. E R Cに備え付ける資料	10
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設、設備等の整備・点検	10
1. 緊急時対策所	10
2. 集合・避難場所	11
3. 医療施設、設備等	11
4. 気象観測設備	11
5. 国の緊急時対策支援システムへのデータ伝送	11
6. 機構対策本部	11
7. 原子力事業所災害対策支援拠点	12
第6節 原子力防災教育の実施	12
1. サイクル研究所における原子力防災教育	12
2. 機構本部における原子力防災教育	12
第7節 原子力防災訓練の実施	12
1. サイクル研究所における訓練	12
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	13

第8節 関係機関との連携	13
1. 国との連携	13
2. 地方公共団体との連携.....	13
3. 防災関係機関との連携.....	14
4. O F C 及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携.....	14
5. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用	14
第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動.....	15
第10節 事業所外運搬における特定事象に対する措置.....	15
1. 事前措置	15
2. 体制の整備	15
 第3章 緊急事態応急対策等の実施	16
第1節 初動対応	16
1. 現地対策本部の設置	16
2. 緊急時対策所の活動	16
3. 通報連絡の実施	16
4. 情報の収集と提供.....	17
5. 所内周知	17
6. 通話制限	17
7. 機構対策本部の活動	17
8. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動.....	18
第2節 応急措置	18
1. 応急措置の実施計画	18
2. 避難誘導及び構内入構制限	18
3. 放射線量の測定等及び避難に関する情報提供	18
4. 救助及び救護活動	19
5. 消火活動	19
6. 汚染拡大の防止及び防護措置	19
7. 線量評価	20
8. 広報活動	20
9. 応急復旧	20
10. 特定事象の拡大防止を図るための措置	20
11. 資機材の調達及び輸送	20
12. 応援の要請	21
13. 機構対策本部の支援	21
14. 事業所外運搬における応急措置の実施	21
15. 応急措置の実施報告	21
16. 原子力防災要員等の派遣	21
第3節 緊急事態応急対策	22
1. 原子力緊急事態宣言時の措置	22
2. 緊急事態応急対策の実施	22
 第4章 原子力災害事後対策の実施	23
第1節 緊急事態応急対策等の報告	23
第2節 原子力災害事後対策	23

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施	23
2. 被災者の相談窓口の設置	23
3. 汚染の除去	23
4. 現地対策本部の解散	23
5. 原因究明と再発防止対策の実施	24
6. 原子力防災要員等の派遣	24
第5章 その他.....	25
第1節 他の原子力事業者への協力	25

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）核燃料サイクル工学研究所（以下「サイクル研究所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施等について定め、原子力災害の発生予防に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害の拡大防止及び原子力災害の復旧に關し、円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

別表－1に原災法に係る対象施設を示す。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 原子力災害

原子力緊急事態により、国民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。

(2) 特定事象

原災法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

(3) 原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準でサイクル研究所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外へ放出された事態をいう。）へ放出された事態をいう。

(4) 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するために実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

(5) 応急措置

サイクル研究所において特定事象が発生した場合に、原子力防災組織が行う原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置をいう。

(6) 原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

(7) 原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

(8) 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力防災組織が原子力災害の拡大の防止を図るために実施すべき応急の対策をいう。

(9) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るために実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(10) 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。この号において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定を受けた者

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

サイクル研究所において原災法の対象となる施設を別表－1に示す。

(11) 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(12) 原子力防災管理者

原災法第9条第2項に基づきサイクル研究所を統括管理する者とし、この計画ではサイクル研究所長とする。

(13) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

(14) 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

(15) 関係周辺市町村

サイクル研究所に関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきサイクル研究所の原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると茨城県知事が認めた市町村をいう。

日立市及びひたちなか市が該当する。

(16) 緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）

防護措置の準備や実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。観測可能な原子力施設の状況（プラントの状態や立地地域における自然災害等）で表される。

EAL を踏まえた通報、連絡の基準等を、別表－2(1)～別表－2(4)に示す。

(17) 警戒事態（AL : Alert）

サイクル研究所における警戒事態とは、その時点では特定事象に該当せず、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における

異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備を開始する必要がある段階をいう。警戒事態に該当する事象（以下「警戒事象」という。）を、別表－2(1)に示す。

(18) 施設敷地緊急事態 (SE : Site Area Emergency)

サイクル研究所における施設敷地緊急事態とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、周辺において緊急時に備えた屋内退避等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。施設敷地緊急事態に該当する事象を、原災法第10条第1項に基づく通報基準として別表－2(2)に示す。

(19) 全面緊急事態 (GE : General Emergency)

サイクル研究所における全面緊急事態とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。全面緊急事態に該当する事象を、原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準として別表－2(3)に示す。

(20) 緊急時対策所

サイクル研究所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設となる、防災管理棟の緊急時対策所をいう。

(21) 原子力施設事態即応センター

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「命令」という。）第2条第2項第3号に規定する原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、原子力事業所災害対策の総括管理を支援するための施設となる、機構本部緊急時対策室をいう。

(22) 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点となる原子力科学研究所、大洗研究所及び機構本部をいう。

(23) 原子力緊急事態支援組織

命令第2条第2項第7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において、当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材を管理し、原子力災害が発生した事業所への支援を行う機構内組織をいう。

(24) 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、内閣総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）（以下「OFC」という。）を接続する情報通信ネットワークをいう。

(25) テレビ会議システム

内閣総理大臣官邸（内閣官房）、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を、統合原子力防災ネットワークを介して接続するテレビ会議システムをいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

サイクル研究所の原子力施設の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法等による国の安全規制に基づき、深層防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質若しくは放射線が異常な水準でサイクル研究所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法、その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）及び原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段 階	施 策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣、資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣、資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編
- (2) 茨城県、東海村の原子力災害に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

1. 原子力防災管理者は、この計画が地域防災計画に抵触しないことの確認を含め毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、次項以降の手順に従いこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果修正の必要がない場合であっても、その旨を茨城県及び東海村の原子力防災担当課長並びに原子力防災専門官に報告する。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。なお、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
3. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとする日の60日前までに茨城県知事及び東海村長に修正案を提出し、協議する。
4. 理事長は、この計画を修正したときは、速やかに様式1によって内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
また、原子力防災管理者は国に提出した様式の写し及びこの計画の要旨を、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長に提出する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 組織・体制の整備

1. 原子力防災組織

(1) 原子力防災組織の設置

① サイクル研究所

原子力防災管理者は、警戒事象（警戒事態）又は特定事象（施設敷地緊急事態、全面緊急事態）が発生した場合に、その拡大防止又は復旧を図るために必要な業務を行うため、原子力防災組織として現地対策本部を組織する。別図－1にサイクル研究所の原子力防災組織を示す。

② 機構本部

理事長は、機構本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつサイクル研究所が行う対策活動を支援する組織として機構対策本部を組織する。別図－2に機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織を示す。

(2) 原子力防災組織の構成

現地対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員（以下「原子力防災要員等」という。）で構成される。原子力防災管理者は、原子力防災要員等を事前に指名し、関係者に周知する。なお、現地対策本部長は、原子力防災管理者とする。

(3) 原子力防災組織の任務

原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するため必要な業務を行う。

(4) 派遣要員

原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうち、サイクル研究所外への派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の職務は、以下のとおりとする。

- ① E R C、O F C、茨城県、東海村、関係周辺市町村、原子力緊急時支援・研修センター、防災関係機関（警察機関、消防機関、海上保安部署その他の関連機関等をいう。以下同じ。）の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力
- ② 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策への協力

2. 原子力防災要員

(1) 原子力防災要員の配置

原子力防災管理者は、原子力災害の発生又は拡大を防止するための業務に従事させるため、原子力防災組織に原子力防災要員を置く。

(2) 原子力防災要員の選任

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員の中から原子力防災要員を選任する。

(3) 原子力防災要員の職務

原子力防災要員の職務は、別表－3に示す職務とし、原子力防災要員はそれぞれ指定された業務を行う。

(4) 原子力防災要員を変更した場合の措置

理事長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、様式2によって、

原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長へ届け出る。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者の職務は、以下のとおりとする。

- ① 現地対策本部の統括管理に関すること
- ② 放射線測定設備その他必要な施設及び原子力防災資機材等の整備に関するこ
と
- ③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施に関するこ
と
- ④ 原子力防災要員等の指名に関するこ
と
- ⑤ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施に関するこ
と
- ⑥ 応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施に関するこ
と
- ⑦ 関係機関との連携及び情報の収集と活用に関するこ
と
- ⑧ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力に関するこ
と
- ⑨ その他必要な事項

なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者の職務は、以下のとおりとする。

- ① 原子力防災組織の統括に関する原子力防災管理者の補佐
- ② 原子力防災管理者がサイクル研究所不在時における職務の代行

なお、サイクル研究所に10名以上の副原子力防災管理者を置く。

(別表-4に代行順位を示す。)

(3) 原子力防災管理者・副原子力防災管理者を選任又は解任した場合の措置

理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、選解任の日から7日以内に、様式3によって原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 原子力防災組織の設置及び解散

(1) 現地対策本部の設置

- ① 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象に該当すると判断した場合は、直ちにサイクル研究所内に防災体制を発令するとともに、原子力防災要員等を構内放送等で招集し、速やかに現地対策本部を設置する。
- ② 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、速やかに安全・核セキュリティ統括部長に連絡する。

(2) 機構対策本部の設置

- ① 安全・核セキュリティ統括部長は、原子力防災管理者からサイクル研究所内に防災体制を発令した連絡を受けた場合、直ちに理事長に報告し、機構対策本部要員を招集するとともに、警戒事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置する。

② 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長から受けた報告の内容が特定事象に該当する場合は、機構対策本部長として速やかにこれを設置する。

(3) 現地対策本部の解散

① 現地対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、OFCに設置されている事故現地警戒本部（警戒事象の場合）、現地事故対策連絡会議（特定事象の場合）又は原子力災害合同対策協議会（原子力緊急事態の場合）と協議し現地対策本部を解散する。

a. 原災法第15条第2項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が行われ、その後原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

b. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が終息している場合。

c. 原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断した場合。

d. 警戒事態については、応急対策の措置等により事象が終息し、通常組織で措置できると判断した場合。

② 現地対策本部長は、現地対策本部を解散した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、原子力防災要員等を現職に復帰させる。

③ 原子力防災管理者は、現地対策本部を解散した場合は、機構対策本部長に連絡する。

(4) 機構対策本部の解散

① 機構対策本部長は、原子力防災管理者と協議し、機構対策本部が行うべき対応について、機構本部の通常の業務体制によって対応できると認めるとき、機構対策本部を解散する。

② 機構対策本部長は、現地対策本部の解散を確認した後に機構対策本部を解散するものとする。

2. 権限の行使

(1) 警戒事象若しくは特定事象が発生し、又は発生するおそれがあり、現地対策本部が設置された場合、サイクル研究所の原子力災害対策活動に関する一切の業務は、現地対策本部のもとで行う。

(2) 原子力防災管理者は、現地対策本部を設置した場合、現地対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとるものとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

(3) 原子力防災要員等は、現地対策本部長の指揮のもとで、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動を行う。

3. 通報連絡体制

サイクル研究所における警戒事象若しくは特定事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合の通報連絡体制は、以下のとおりとする。

(1) 警戒事象又は特定事象が発生した場合は、別図-3(1)、(2)のとおりとする。

(2) 警戒事象及び特定事象に該当しない原子力施設の異常が発生した場合には、規制法、茨城県原子力安全協定、事故対策規則等に基づき、原子力規制委員会、茨城

県、東海村等の関係機関に対し、通報連絡を行う。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 放射線測定設備の整備

(1) 放射線測定設備の整備及び記録に関する措置

原子力防災管理者は、原災法第11条に定める放射線測定設備として、別図－4及び別表－5に記すモニタリングポスト及びモニタリングステーションを8式設置し、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 放射線測定設備はその検出部、表示及び記録装置その他主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- ② 放射線測定設備を設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようする。
- ③ 放射線測定設備は、毎年1回以上定期的に較正を行う。
- ④ 放射線測定設備は、故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理する。
- ⑤ 放射線測定設備により測定した放射線量は、記録媒体に記録して1年間保存するとともに、茨城県及び東海村へ定期的に報告する。また、これらは機構ホームページ等により公表する。

(2) 放射線測定設備を設置又は変更した場合の措置

理事長は、放射線測定設備を新たに設置又は変更したときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 設置又は変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に様式4にて放射線測定設備の現況を届け出る。
- ② 原災法第11条第5項の原子力規制委員会が行う検査を受検するため、様式5にて原子力規制委員会に検査を申請し、受検する。

2. 原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災管理者は、別表－6に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、それら資機材の操作習熟に努める。

(2) 原子力防災管理者は、不具合が認められた場合は、速やかに修理又は代替品を補充する等、常に必要数量を確保する。

なお、修理する場合は、必要により代替手段を講ずる。

(3) 理事長は、原子力防災資機材を新たに備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に様式6に定める届出書により7日以内に届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を同様の届出書により翌月7日までに届け出る。

3. その他の原子力防災資機材の整備

(1) 原子力防災管理者は、その他の原子力防災資機材として別表－7に定める資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

(2) 原子力防災管理者は、原災法第26条第3項の規定に基づき、国、地方公共団体等への貸与資機材について、機構内の他事業所（原子力科学研究所、大洗研究所）

と連携して必要数を確保する。なお、不足の際は、機構対策本部長に要請して確保する。

4. 機構本部におけるその他の原子力防災資機材の整備

安全・核セキュリティ統括部長は、別表－8に定める機構対策本部のその他の原子力防災関連資機材を確保するとともに、定期点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点におけるその他の原子力防災資機材の整備

原子力科学研究所及び大洗研究所の原子力防災管理者は、別表－9に定める原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材を確保するとともに、定期点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. O F Cに備え付ける資料

原子力防災管理者は、O F Cに備え付けるため、別表－10に定める資料のうち、原災法第12条第4項に基づくものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行うとともに変更があったときも、同様とする。

2. 緊急時対策所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表－10に定める資料を緊急時対策所に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 機構対策本部が設置される場所に備え付ける資料

安全・核セキュリティ統括部長は、別表－10に定める資料を機構対策本部が設置される場所に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点が設置される場所に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点に、別表－10に定める資料を備え付ける。

原子力防災管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

5. E R Cに備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表－10に定める資料をE R Cに備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設、設備等の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 原子力防災管理者は、サイクル研究所に別図－5に示す場所に設置した緊急時対策所を、別表－11に示す仕様に維持する。
- (2) 原子力防災管理者は、緊急時対策所について、地震等の自然災害が発生した場合

においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－11に示す仕様を維持されていることを確認する。

- (3) 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能なように整備・点検する。
- (4) 原子力防災管理者は、別表-7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む。）が確保できることを確認する。
 - ① ファクシミリ（地上回線、衛星回線）、IP電話（地上回線、衛星回線）
 - ② テレビ会議システム

なお、津波又は地震の影響により緊急時対策所が利用できない場合は、無線機、携帯電話、衛星回線ファクシミリ等を携行し、津波又は地震の影響を回避できる代替場所に移動して、緊急時対策所機能を継続することとする。

緊急時対策所の代替場所の位置を別図－5に、その仕様を別表-12に示す。

2. 集合・避難場所

原子力防災管理者は、別図－5に示す場所を集合・避難場所に指定し、サイクル研究所内に周知する。また、これを変更したときも同じとする。

3. 医療施設、設備等

原子力防災管理者は、安定ヨウ素剤等の医薬品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置を行うために、放射線保健室、健康管理棟、医務棟を整備する（別図－6参照）。また、従業員等の救急医療（スクリーニングの結果、被ばくのない一般傷病者の治療を含む。）体制を確立するため、あらかじめ近隣の外部医療機関にその協力を求める。

4. 気象観測設備

原子力防災管理者は、別図－6及び別表-13に示す気象観測設備を整備するとともに、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 気象観測機器は、観測装置の機能について毎年1回以上点検を行う。
- (2) 気象観測結果は、記録媒体に記録し、1年間保存する。
- (3) 気象観測設備に不具合が認められた場合は、速やかに修理する。

5. 国の緊急時対策支援システムへのデータ伝送

国の緊急時対策支援システム（以下「ERSS」という。）への再処理施設の状態を示す情報（以下「再処理パラメータ」という。）の伝送については、2023年度を目途に整備する予定である。

それまでの間に警戒事象又は特定事象が発生した場合は、再処理パラメータ、放射線測定情報等を文書にて送付（ファクシミリ又は統合原子力防災ネットワーク）する等により、適切な間隔で継続して情報提供する。

6. 機構対策本部

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長は、機構対策本部を別表-14により維持する。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、機構本部緊急時対策室を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別

表－14に示す仕様が維持されていることを確認する。

- (3) 安全・核セキュリティ統括部長は、非常用電源を機構対策本部に供給可能のように整備・点検する。
- (4) 安全・核セキュリティ統括部長は、別表－8に定める以下の設備において、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。
 - ① ファクシミリ（地上回線、衛星回線）、IP電話（地上回線、衛星回線）
 - ② テレビ会議システム

7. 原子力事業所災害対策支援拠点

安全・核セキュリティ統括部長は、以下に示す機能を有する原子力事業所災害対策支援拠点を、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とするため、別表－15のとおりあらかじめ選定しておく。

- (1) 更衣、使用済の防護服等の仮保管
- (2) サイト等立入車両の駐車
- (3) 物資輸送体制の整備

なお、サイクル研究所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置を別図－7に示す。

第6節 原子力防災教育の実施

1. サイクル研究所における原子力防災教育

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害対策の円滑な実施に資するため、原子力防災要員等に対し、別表－16に掲げる項目のうち必要な防災教育を行う。
- (2) この教育は、規制法に基づくサイクル研究所の保安規定に定める保安教育と兼ねて実施することができる。
- (3) 原子力防災教育の実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

2. 機構本部における原子力防災教育

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、本部の原子力防災組織の構成員に対し、別表－17に定める原子力防災教育を行う。
- (2) 原子力防災教育の実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第7節 原子力防災訓練の実施

1. サイクル研究所における訓練

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象が発生したときに原子力防災組織が有効に機能することを確認するため、原子力防災要員等を対象に別表－18に基づき原子力防災訓練を実施する。
- (2) この訓練は、規制法に基づくサイクル研究所の保安規定に定める保安訓練と兼ねて実施することができる。
- (3) 原子力防災管理者は、別表－18に示す総合訓練の実施に当たり訓練計画を策定

し、訓練実施前に原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。

- (4) 原子力防災管理者は、訓練実施後に評価を行って課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行うなど今後のサイクル研究所における原子力災害対策に反映させる。
- (5) 原子力防災管理者は、別表－18に示す総合訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、その結果を評価し、様式11によって原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施する際に、要請があった場合は、これに共催、参加又は協力し、訓練計画の策定や、訓練内容に応じてOFCへの原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な業務を実施する。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、原子力規制委員会及び関係省庁と平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ② 原子力防災管理者は、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官からこの計画その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、これらに基づき必要な措置を行う。また、平常時から協調し、防災情報の収集、提供等の相互連携を図る。
- ③ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づき業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- ④ 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づき事業所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

(2) 警戒事象又は特定事象発生時の連携

- ① 原子力防災管理者は、OFCに設置される事故現地警戒本部、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に情報の提供及び別表－19(1)、(2)及び(3)に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずる。
- ② 原子力防災管理者は、原災法第16条第1項に基づき原子力災害対策本部が設置された場合、原子力災害対策本部長の指示に基づき必要な業務を行う。
- ③ 原子力防災管理者は、原子力規制委員会又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

(1) 平常時の連携

- ① 原子力防災管理者は、茨城県、東海村、関係周辺市町村及び防災関係機関と茨城県原子力防災連絡協議会等を通じて平常時から協調し、防災情報の収集、提

供等の相互連携を図る。

- ② 原子力防災管理者は、茨城県知事又は東海村長から原災法第31条に基づき業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
 - ③ 原子力防災管理者は、茨城県、東海村及び関係周辺市町村と協調し、放射線防護に関する教育講師の派遣その他の原子力防災知識・情報の普及啓発に関する要請があったときには、協力して情報提供を行う。
 - ④ 原子力防災管理者は、茨城県知事又は東海村長から原災法第32条に基づきサイクル研究所への立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
 - ⑤ 原子力防災管理者は、茨城県が整備する環境放射線テレメータシステムへ環境放射線データや放出源情報を提供するための設備等を整備・維持する。
 - ⑥ 原子力防災管理者は、住民の避難計画等の作成について茨城県及び関係市町村から要請があれば、これに協力する。
- (2) 警戒事象又は特定事象発生時の連携
- ① 原子力防災管理者は、原災法第22条に基づき地方公共団体に災害対策本部（以下「自治体災害対策本部」という。）が設置された場合、情報の提供、別表－19(1)、(2)及び(3)に定める要員の派遣、資機材の貸与その他要請に応じて必要な措置を講ずるとともに、自治体災害対策本部の長と協調して必要な業務を行う。また、派遣された原子力防災要員等は、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等について原子力防災管理者と密に連絡をとり報告する。
 - ② 現地対策本部長は、地方公共団体が住民広報を行う場合、環境への影響・放射線状況、所掌施設の運転状況等の必要な情報を提供するよう協力する。

3. 防災関係機関との連携

原子力防災管理者は、防災関係機関と平常時から協調して防災情報の収集、提供等の相互連携を図るとともに、警戒事象又は特定事象が発生した場合は、相互に連携して原子力災害対策を行う。

4. O F C 及び原子力緊急時支援・研修センターとの連携

原子力防災管理者は、O F C、原子力緊急時支援・研修センターとの一体的な運営が可能となるよう平常時から協調して防災情報の収集、提供等の相互連携を図るとともに、警戒事象又は特定事象が発生した場合は、相互に連携して原子力災害対策を行う。

5. 原子力緊急事態支援組織の体制及び運用

- (1) 安全・核セキュリティ統括部長は、別表－20に定める原子力緊急事態支援組織の支援を要請すべき事態が発生した場合に備え、平常時から当該支援組織との連携を図っておく。
- (2) 安全・核セキュリティ統括部長は、別表－20に定める原子力緊急事態支援組織が保有する資機材、訓練計画・訓練場所・訓練頻度・訓練内容等組織の管理・運営に見直しの必要が生じた場合は、必要な協議を行う。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態支援組織の支援を要する事態の発生に備え、平常時からロボット等必要な資機材の操作を行うための要員を育成しておく。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、サイクル研究所の周辺住民に対して、次に掲げる情報について提供し、知識の普及・啓発に努める。

- (1) 原子力事業所の概要
- (2) 原子力災害の概要
- (3) 原子力災害対策の実施状況
- (4) 緊急事態の区分の考え方

第10節 事業所外運搬における特定事象に対する措置

1. 事前措置

原子力防災管理者は、事業所外運搬における特定事象を想定し次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 特定事象発生時の応急措置計画、対応組織とその役割分担、通報連絡体制、携行する資機材等を記載した運搬計画書等の作成及び携行
- (2) 非常通信用資機材及び防災資機材の携行

2. 体制の整備

原子力防災管理者は、事業所外運搬において特定事象が発生した場合に備え、次に掲げる措置を的確に実施するための体制を整備する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救助等の措置
- (2) 事象の発生とその経過、応急措置の実施状況等の通報連絡体制
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) 環境放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害防止のために必要な措置

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 初動対応

1. 現地対策本部の設置

原子力防災管理者は、警戒事象又は特定事象に該当すると判断した場合は、サイクル研究所内に防災体制を発令するとともに、速やかに原子力防災要員等を招集し、現地対策本部を設置して、自ら現地対策本部長としてこれを指揮する。また、その旨を速やかに安全・核セキュリティ統括部長に連絡する。

2. 緊急時対策所の活動

現地対策本部長は、サイクル研究所の緊急時対策所及びテレビ会議システムの立ち上げを指示する。

3. 通報連絡の実施

(1) 原子力施設に異常が発生し、又はそのおそれがある場合（警戒事象、特定事象及び原子力緊急事態が発生した場合を除く。）における通報連絡

別表－1に示す施設において異常が発生した場合は、規制法、茨城県原子力安全協定、事故対策規則等に基づき、原子力規制委員会、茨城県、東海村等の関係機関に対し、通報連絡を行う。

(2) 警戒事象発生に係る連絡

原子力防災管理者は、警戒事象発生後又は発生の連絡を受けた場合（別表－2(1)に示す警戒事態に該当する事象に至った場合）、様式7に必要事項を記入し、直ちに原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及び別図－3(1)に示す地方公共団体にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を電話にて確認する。

上記による連絡ができない場合には、連絡は、様式7に掲げる事項について行うものとし、また、連絡の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに連絡先に対し確認することにより行う。

上記の連絡を行った後の状況については、施設敷地緊急事態に該当する事象に至らない限りにおいて、続報として様式8により適切な間隔で継続して報告するものとする。

なお、連絡及び報告を行った場合は、その発信資料等を記録として時系列的に保存する。

(3) 特定事象発生（施設敷地緊急事態の場合）に係る通報連絡

原子力防災管理者は、別表－2(2)に示す施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、様式9(1)に必要事項を記入し、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、官邸、茨城県警察本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、茨城海上保安部、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター等、別図－3(1)に示す通報先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を電話にて確認する。

また、サイクル研究所長が責任を持つ事業所外運搬において、別表－2(2)に示す

事象に至った場合にあっては、様式9(2)に必要事項を記入し、直ちに別図－3(1)に示す通報先のほか、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、防災関係機関にファクシミリ装置等を用いて送信するとともに、送信後、直ちに主要な機関等に対してはその着信を電話にて確認する。

これらの通報において、発生した特定事象が電離放射線障害防止規則第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

上記による通報連絡ができない場合には、通報は、様式9(1)又は様式9(2)に掲げる事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認することにより行う。

なお、通報連絡及び報告を行った場合は、その発信資料等を記録として時系列的に保存する。

4. 情報の収集と提供

(1) 情報の収集

現地対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故、被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- ① 事故の発生時刻及び場所
- ② 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
- ③ 被ばく及び障害等人身災害にかかる状況
- ④ サイクル研究所敷地周辺における放射線量率及び放射性物質濃度の測定結果
- ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所、放出状況の推移等の状況
- ⑥ 風向、風速等の気象状況
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 情報の提供

現地対策本部長は、続報としての上記収集内容について様式10(1)(事業所外運搬時は様式10(2))により、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して別図－3(1)に示す通報先にファクシミリ装置等を用いて送信する。

送信後、主要な機関等に対してはその旨を速やかに電話で連絡するとともに、応急措置活動に支障の生ずることがないよう、必要に応じて国、関係する地方公共団体及び防災関係機関と通報内容についての確認を行う。

また、現地対策本部長は、事故状況の推移に伴い変化する情報を継続的に収集し、適宜前段と同様に通報連絡するとともに、その発信資料等を記録として時系列的に保存する。

5. 所内周知

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、構内放送等によりサイクル研究所内の従業員等に対して発災事象の状況等を周知する。

6. 通話制限

現地対策本部長は、原子力災害対策実施時の保安通信を確保するため必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

7. 機構対策本部の活動

機構対策本部長は、サイクル研究所における防災体制発令の連絡を受けた場合、機

構対策本部及びテレビ会議システムの立上げを指示する。また、機構対策本部長は、必要に応じて原子力事業所災害対策支援拠点の立上げを指示するとともに、要員の派遣、資機材等の運搬及びその他必要な措置を指示する。

8. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動

機構対策本部長は、事態に応じ前項で設置した原子力事業所災害対策支援拠点に、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入等、サイクル研究所における事故復旧作業の支援を指示する。

第2節 応急措置

1. 応急措置の実施計画

現地対策本部長は、本節に示す応急措置の実施に当たり、優先順位を考慮して措置内容及び実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急の復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

2. 避難誘導及び構内入構制限

(1) 避難指示

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、サイクル研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない従業員、来訪者等（以下「研究所避難者」という。）に対してあらかじめ定められた避難場所への避難を指示する。ただし、サイクル研究所敷地内の放射線状況等によりあらかじめ指定した避難場所に誘導することが困難になった場合、現地対策本部長は、放射線状況等を考慮して新たな場所に避難誘導を指示することができる。また、現地対策本部長は、状況に応じて研究所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）を配置し、その業務に当たらせる。

(2) 避難の周知

現地対策本部長は、サイクル研究所内に避難を指示する場合、構内放送等により避難場所、立入禁止区域等及び避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、状況に応じてバス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 入構制限措置及び構内規制

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、原子力災害対策活動に関係のない者及び車両のサイクル研究所敷地内への入構を制限する。また、サイクル研究所敷地内における原子力災害対策活動に関係ない車両の使用を制限又は禁止する。

3. 放射線量の測定等及び避難に関する情報提供

(1) 放射線量の測定及び評価

現地対策本部長は、サイクル研究所内及び敷地周辺の放射線量率及び放射性物質濃度について継続的に測定を行う。なお、放射線測定設備にて $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出（落雷の影響によるものであることが明らかであるものを除く。）された場合は、速やかに当該放射線測定設備の付近にて中性子線測定器により中性子

線を測定する。また、現地対策本部長は、放射性物質が外部に放出された場合、これらの測定データや気象観測データに基づき環境への影響を評価する。

(2) 測定及び評価結果の共有

現地対策本部長は、茨城県と情報交換を行い、環境放射線モニタリングの結果及びその評価を共有する。

(3) 避難に関する情報提供

現地対策本部長は、OFC立ち上げ以前において、放射線量測定の結果、サイクル研究所敷地外の公衆に対して屋内退避又は避難場所への避難が必要であると考えられる場合は、直ちにその旨を茨城県知事及び関係する市町村長に連絡し、サイクル研究所近隣住民等の避難に関する情報を提供する。

4. 救助及び救護活動

現地対策本部長は、発生事象の状況、被ばく線量に応じ適切な救助及び救護活動を行う。

(1) 救助活動

現地対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、可能な限り負傷者等を放射線による影響の少ない場所へ速やかに移送する等、必要な救助活動を行う。

(2) 救護活動

現地対策本部長は、必要に応じて負傷者等を放射線保健室、健康管理棟又は医務棟に搬送し、応急処置、除染等の措置を講ずるとともに、その症状に応じて茨城県及び被ばく医療機関（原子力災害医療協力機関・原子力災害拠点病院・高度被ばく医療支援センター）に連絡をとり、移送、治療の依頼等、必要な救護活動を行う。

なお、一般傷病者についても、必要に応じて放射線保健室、健康管理棟又は医務棟にて応急処置等を施すとともに医療機関へ移送するなど必要な措置を講ずる。

(3) 二次災害防止に関する措置

現地対策本部長は、機構内他拠点、他の原子力事業者、防災関係機関から派遣された要員（以下「派遣防災要員」という。）及び救急隊等の被ばく防止に資するため、派遣防災要員又は救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、移送・治療の際の放射線量率等の情報を伝達し、放射線管理要員が同行する等の必要な措置を講ずる。

5. 消火活動

現地対策本部長は、特定事象発生時に火災が発生した場合、直ちに消防署に連絡するとともに、速やかに火災の状況を把握して安全を確保しつつ迅速に初期消火活動を行う。

6. 汚染拡大の防止及び防護措置

(1) 現地対策本部長は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じて構内放送等を行い、サイクル研究所構内にいる者に周知する。

(2) 現地対策本部長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に必要な措置を講ずる。

(3) 現地対策本部長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護措置（防護服、防護マスク、個人線量計の着用等）を講ずる。

7. 線量評価

現地対策本部長は、必要に応じて研究所避難者及び原子力防災要員等の線量評価を行う。また、放射性物質による身体汚染が確認された場合には、速やかに汚染除去を行う。

8. 広報活動

現地対策本部長は、特定事象が発生した場合、所掌施設の状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、国及び茨城県政記者クラブのほか、状況に応じてプレスセンターを開設し、定期的に広報活動を実施する。

9. 応急復旧

(1) 施設及び設備の点検・整備

現地対策本部長は、制御室等の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検の実施により、サイクル研究所諸施設及び設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) 応急の復旧対策

現地対策本部長は、特定事象の拡大防止を図るため、本節第1項で策定した実施計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

10. 特定事象の拡大防止を図るための措置

現地対策本部長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定、特定事象の拡大防止措置の検討及び実施のため、次に掲げる措置を実施する。

- (1) 主要運転データにより所掌施設の運転状態を把握し、臨界状態、火災・爆発その他これらに類する事象、全ての動力電源の喪失あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発生事象に対する安全機能等の健全性を把握し、事故の拡大の可能性の予測を行うとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 可能な限り発生事故等に起因する放射性物質の漏えいや汚染の程度を定量的に推定し、外部への放射性物質の放出量予測を行う。
- (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 事故発生工程については、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (6) その他の工程については、当該施設の保安維持を行う。
- (7) 環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- (8) その他必要な措置を行う。

11. 資機材の調達及び輸送

現地対策本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、不足している資機材がある場合、購入又は借用により調達する。また、現地対策本部長は、サイクル研究所において十分に調達できない場合、機構対策本部長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

1.2. 応援の要請

現地対策本部長は、サイクル研究所において応急措置に必要な要員が十分に確保できない場合、機構対策本部長に必要とする派遣防災要員の確保及び派遣を要請する。

1.3. 機構対策本部の支援

機構対策本部長は、サイクル研究所に必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。

1.4. 事業所外運搬における応急措置の実施

核燃料物質等の事業所外運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）が、事業所外運搬中に特定事象の発生を確認した場合は、直ちに原子力防災管理者に事故の発生及び状況を通報する。また、現地対策本部長は、運搬従事者に前項に準じて以下に掲げる応急措置を行わせるとともに、直ちに事故現場へ必要な要員を派遣する。運搬従事者は、派遣された要員とともに最寄りの防災関係機関と協力して応急措置を実施し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出・応急手当等の救護措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) 環境放射線モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等の漏えい又は汚染の拡大防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

1.5. 応急措置の実施報告

現地対策本部長は、本節に示す応急措置を行うとき又は行ったときは、その概要について様式10(1)（事業所外運搬時は様式10(2)）を用いて速やかに別図-3(1)に示す通報先に報告する。報告は、ファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに、送信した旨を電話で連絡することにより行う。

この報告は、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県、市町村及び防災関係機関に報告する。

1.6. 原子力防災要員等の派遣

現地対策本部長は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため、別表-19(1)に示す原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、通信手段の確保等その他必要な措置を講ずる。

派遣された原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき現地対策本部と連絡を密にしておおむね次に掲げる業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報及び要請事項等を現地対策本部長に報告する。

- (1) 特定事象の経過及び実施した応急措置の説明
- (2) 事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案への参加

(3) 広報、住民相談窓口への協力

(4) スクリーニングを主とした初期被ばく医療への協力

また、現地対策本部長は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講ずるとともに、機構内の他事業所の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。機構対策本部長は、サイクル研究所に必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態宣言時の措置

現地対策本部長は、別表－2(3)に示す全面緊急事態又は事業所外運搬における原子力緊急事態発令の基準に至った場合は、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 直ちにその旨を様式9(1)（事業所外運搬時は様式9(2)）を用いて別図－3(1)に示す通報先にファクシミリ装置等を用いて一斉に送信するとともに直ちにその旨を電話で連絡する。

この通報において、発生した特定事象が電離放射線障害防止規則第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示するものとする。

また、現地対策本部長が原子力緊急事態宣言後に政府対策本部、政府現地対策本部（原子力災害合同対策協議会）との連絡を密にするために行う報告及び情報伝達についても同様に行う。

(2) サイクル研究所内の従業員等に対して、直ちに、原子力緊急事態に相当する事象が発生した旨を、構内放送等により周知する。

(3) 機構対策本部長に対して、直ちにその旨を報告する。

2. 緊急事態応急対策の実施

現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生した場合、緊急事態応急対策としてこの計画第3章第2節に示す各措置の「特定事象」を「原子力緊急事態」に、別表－19(1)を別表－19(2)に読み替えて、原子力緊急事態解除宣言があるまで実施する。

第4章 原子力災害事後対策の実施

現地対策本部長は、内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害の拡大の防止又は復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。なお、特定事象が発生した場合も、状況に応じて本章に準じて事後対策を実施する。

第1節 緊急事態応急対策等の報告

現地対策本部長は、原子力緊急事態が発生したときは、その状況及び実施した緊急事態応急対策の概要、並びに原子力災害事後対策の実施の方針を、原子力緊急事態解除宣言があった日から速やかに原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に報告する。

なお、事業所外運搬の場合にあっては、上記報告先の他、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長及び防災関係機関にその旨を報告する。

第2節 原子力災害事後対策

1. 復旧計画の策定及び復旧対策の実施

現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態收拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施するとともに、当該計画及び実施状況について原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長及び関係周辺市町村の長に報告する。

- (1) 原子力施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子力施設の除染、放射線の遮蔽等の実施
- (3) 原子力施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 被災者の相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

3. 汚染の除去

機構対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講ずる。

4. 現地対策本部の解散

現地対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況を勘案し、通常組織で措置できると判断したときは、第2章第2節第1項に基づき現地対策本部を解散するとともに、その旨を関係機関に連絡する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講ずる。

6. 原子力防災要員等の派遣

原子力防災管理者は、ERC、OFC、茨城県、東海村、日立市、ひたちなか市及びその他関係機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようとするため、別表－19(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、通信手段の確保等その他必要な措置を講ずる。なお、関係周辺市町村の長及び防災関係機関については必要に応じて同様の措置を講ずる。

(1) 広報活動に関する事項

- ① サイクル研究所とOFCとの情報交換
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等への対応

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定(初期被ばく医療への協力を含む。)
- ③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員等は、OFCに設置される原子力災害現地対策本部、自治体災害対策本部等(自治体災害対策本部が解散されている場合は派遣先)の指示に基づきサイクル研究所と連絡を密にして必要な業務を行うとともに、その業務内容、派遣先で得られた情報、要請事項等を原子力防災管理者に報告する。

また、原子力防災管理者は、派遣された原子力防災要員等から得られた情報等を基に必要な措置を講ずるとともに、機構内の他事業所の応援も必要とするときは、機構対策本部長に要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者で警戒事象又は特定事象が発生した場合、原子力防災管理者は、安全・核セキュリティ統括部長からの要請に応じ、当該事業者、OFC、原子力緊急時支援・研修センター、地方公共団体、防災関係機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表－19(1)、(2)及び(3)に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与、通信手段の確保等その他必要な措置を講ずるとともに、次に掲げる事項その他の要請内容に応じて必要な原子力防災要員の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な協力をう。

- (1) 緊急時モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定(初期被ばく医療への協力を含む。)
- (3) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- (5) 避難者(要配慮者を含む。)の搬送・誘導等への協力

また、東海村・大洗町等に立地している原子力事業者間で締結している「原子力事業所安全協力協定(東海ノア協定)」に基づく要請により、サイクル研究所以外の原子力事業所で発生した特定事象への支援を行う場合についても、原子力防災管理者は、原子力防災要員の派遣、原子力緊急時支援・研修センター指名専門家の派遣、原子力防災資機材等の貸与その他必要な協力をう。

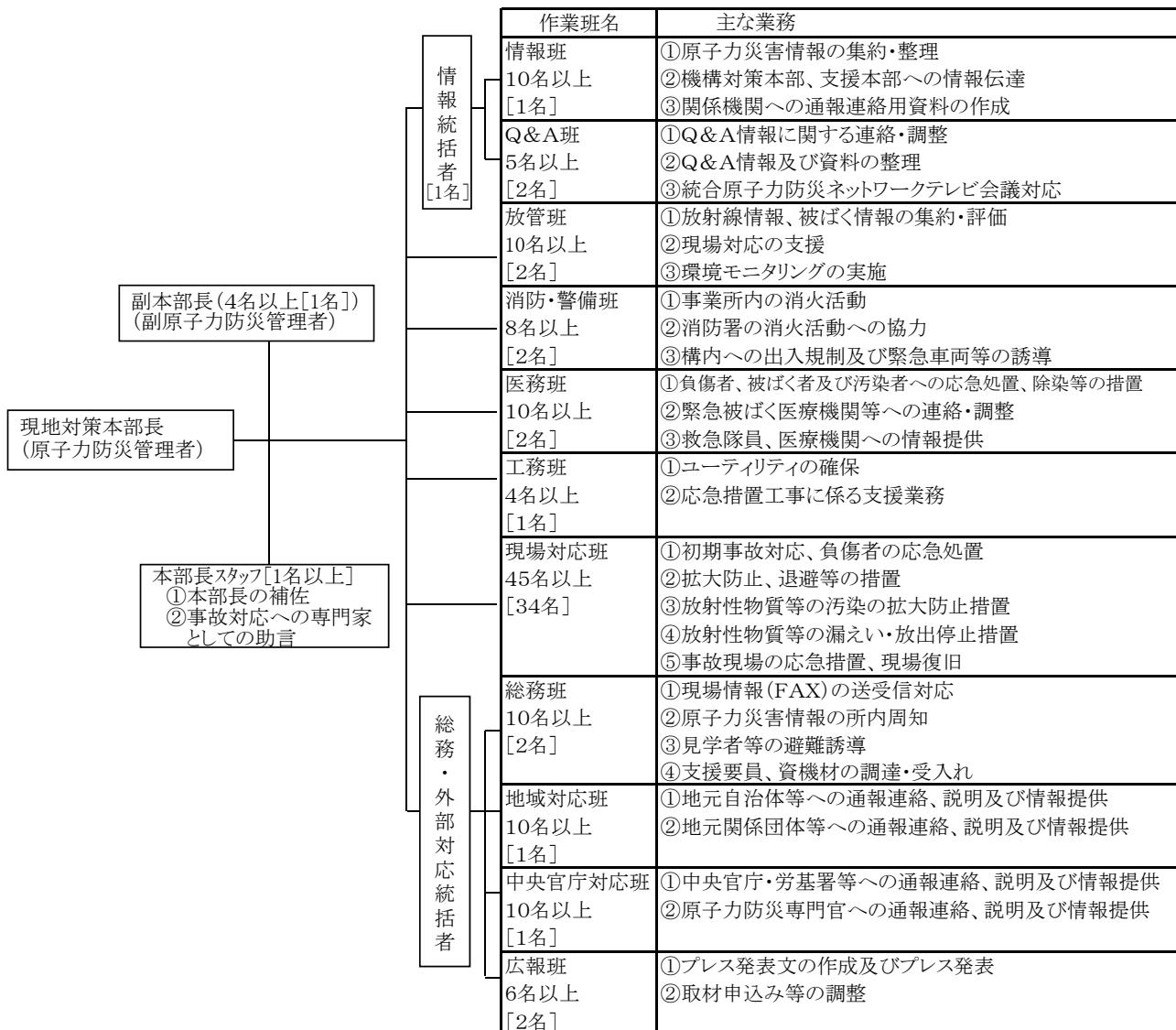
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
原子力事業者防災業務計画
(図・表・様式集)

令和3年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

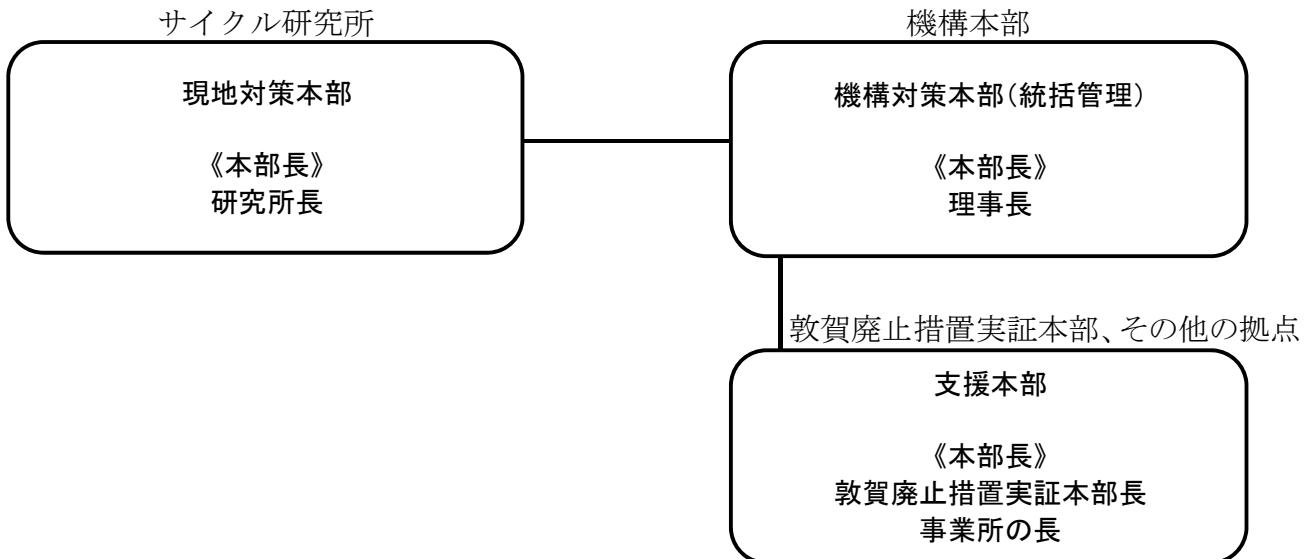
目次

別図－1	サイクル研究所原子力防災組織	1
別図－2	機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織	2
別図－3(1)	サイクル研究所外通報連絡系統	3
別図－3(2)	サイクル研究所内通報連絡系統	4
別図－4	サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備	5
別図－5	サイクル研究所緊急時対策所配置図	6
別図－6	原子力防災資機材の保管場所	7
別図－7	原子力事業所災害対策支援拠点の位置	8
別表－1	原災法対象施設	9
別表－2(1)	警戒事象	10
別表－2(2)	原災法第10条第1項に基づく通報基準	15
別表－2(3)	原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準	22
別表－2(4)	安全機能を有する構築物、系統又は機器一覧	27
別表－3	原子力防災要員の職務と配置	28
別表－4	原子力防災管理者の代行順位	29
別表－5	放射線測定設備	30
別表－6	原子力防災資機材	31
別表－7	その他の原子力防災資機材	33
別表－8	機構対策本部の原子力防災関連資機材	34
別表－9	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	34
別表－10	原子力災害対策活動で使用する資料	35
別表－11	サイクル研究所の緊急時応急対策等の活動で使用する施設	36
別表－12	緊急時対策所の代替施設	36
別表－13	気象観測設備	36
別表－14	機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設	37
別表－15	原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所	37
別表－16	サイクル研究所における原子力防災教育の内容	38
別表－17	機構本部における原子力防災教育の内容	38
別表－18	原子力防災訓練の内容	39
別表－19(1)	特定事象発生時における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	40
別表－19(2)	緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	41
別表－19(3)	原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与	42
別表－20	原子力緊急事態支援組織	43
様式1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	45
様式2	原子力防災要員現況届出書	46
様式3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	47
様式4	放射線測定設備現況届出書	48
様式5	放射線測定設備の性能検査申請書	49
様式6	原子力防災資機材現況届出書	50
様式7	警戒事態該当事象発生連絡	51
様式8	警戒事態該当事象発生後の経過連絡	52
様式9(1)	特定事象発生通報	53
様式9(2)	特定事象発生通報	54
様式10(1)	応急措置の概要	55
様式10(2)	応急措置の概要	56
様式11	防災訓練実施結果報告書	57



[]内の人数は、原子力防災要員の数(内数)

別図－1 サイクル研究所原子力防災組織

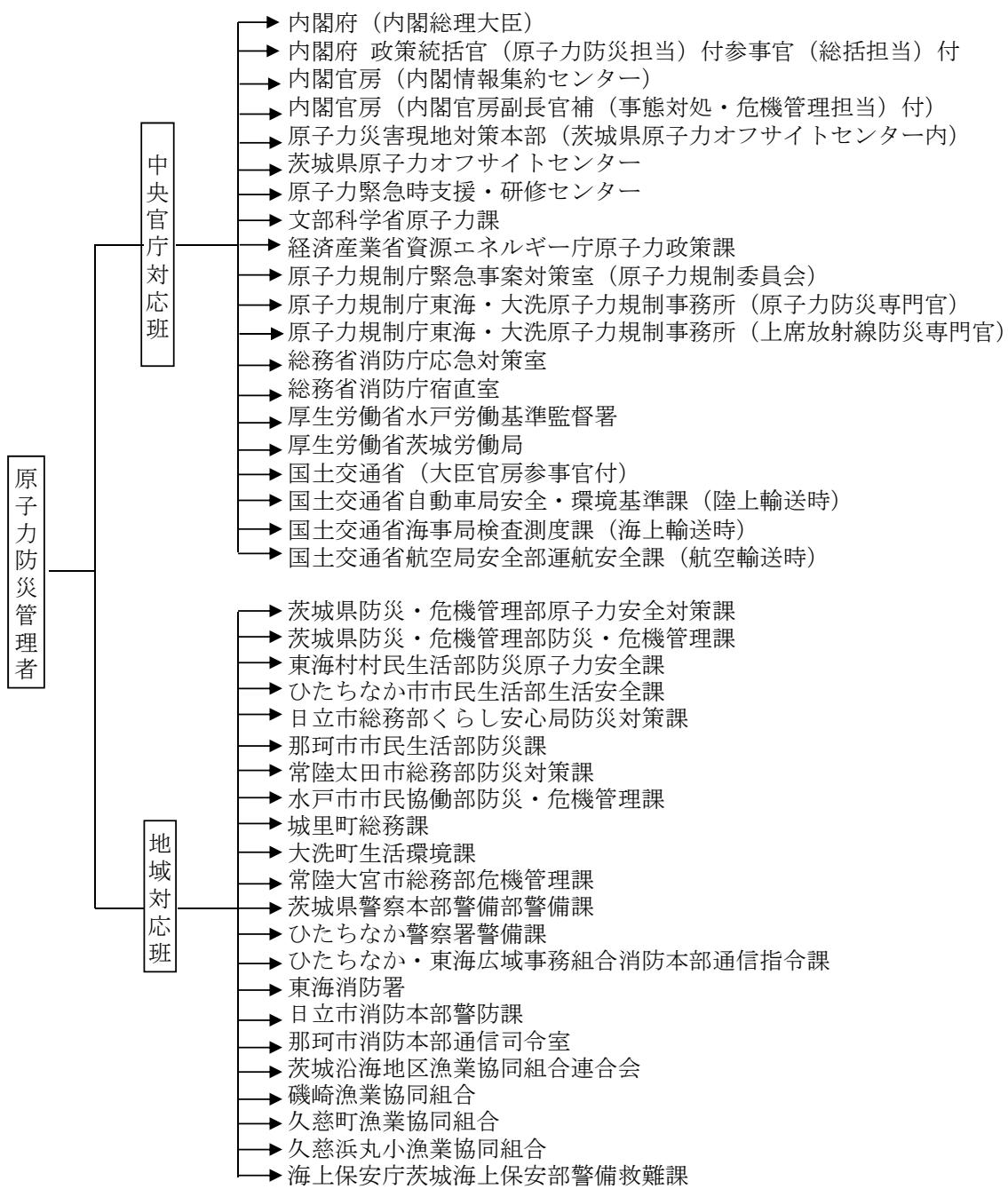


構成	主な任務
本部（統括管理） 本部長*：理事長	副本部長 ・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐 ・支援方針に係る進言
	本部付 ・本部長の補佐 ・支援方針に係る進言
	情報班 ・情報の集約及び連絡 ・時系列の整理
	広報班 ・報道対応支援 ・外部への情報提供 ・Q & A対応
	総務班 ・情報の機構本部内周知 ・支援要員派遣及び支援資機材運搬に係る対応
支援班 東京支援班 原子力損害賠償対応班	<ul style="list-style-type: none"> 支援方針に基づく被災事業所への支援対応 支援要員の調整 支援資機材等の確保及び管理 原子力災害医療支援 休憩所等の確保 <ul style="list-style-type: none"> 東京地区政府関係機関への説明、情報提供 東京事務所内への情報の周知 災害情報の報道支援 <ul style="list-style-type: none"> 原子力損害が発生した場合における賠償に係る対応

*警戒事象発生時は、安全・核セキュリティ統括部長が機構対策本部長となる。

なお、警戒事象発生時は、発生した事象に応じ機構対策本部長がこの組織から必要な班及び要員をその都度指名する。

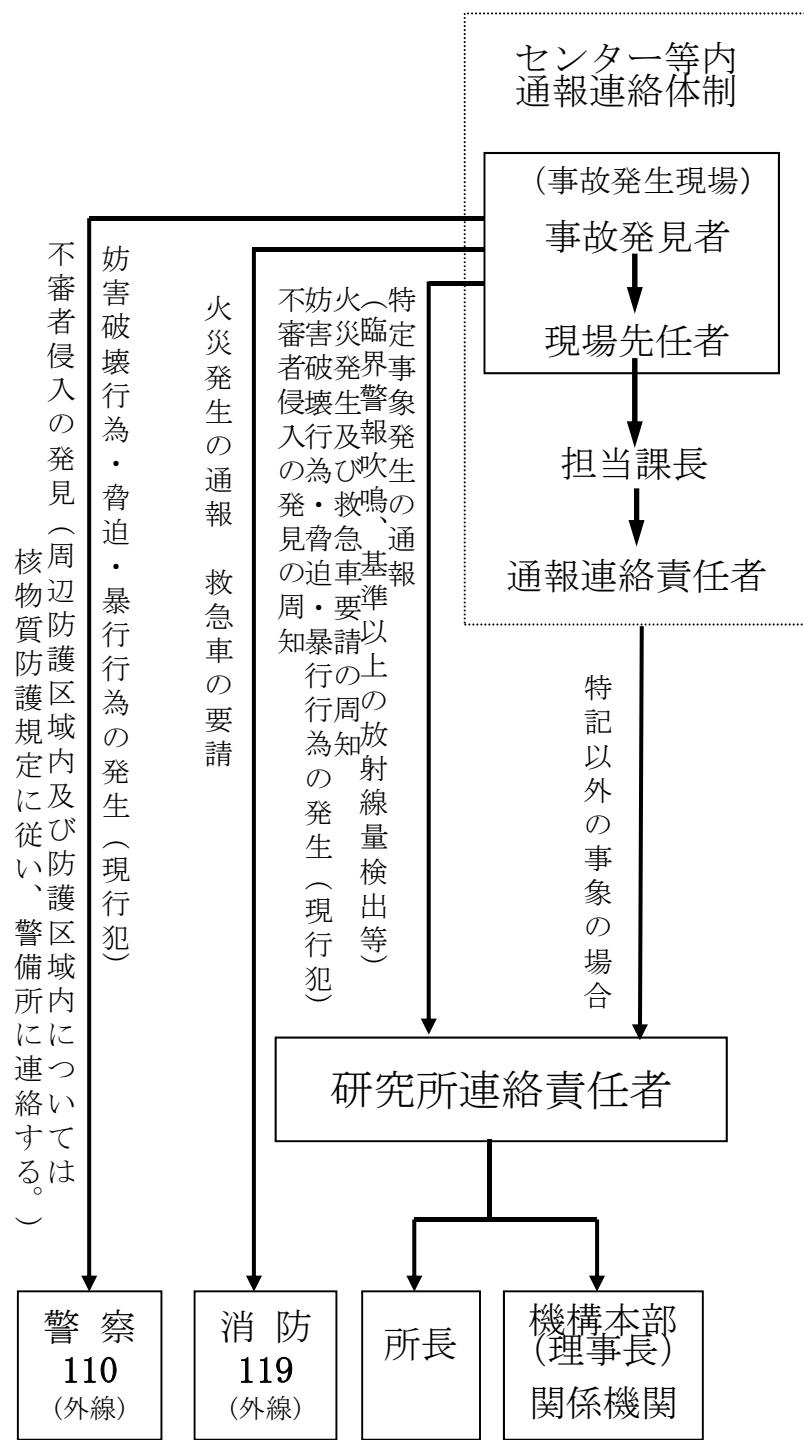
別図－2 機構の原子力防災体制及び機構対策本部組織



注－1： 放射性物質が外部へ放出された場合は、茨城東病院、株式会社JERA常陸那珂火力発電所並びに茨城県港湾課及びその他港湾関係機関へ連絡するものとする。

注－2： 臨界警報が吹鳴した場合は、茨城東病院及び株式会社JERA常陸那珂火力発電所へ連絡するものとする。

別図－3（1） サイクリル研究所外通報連絡系統



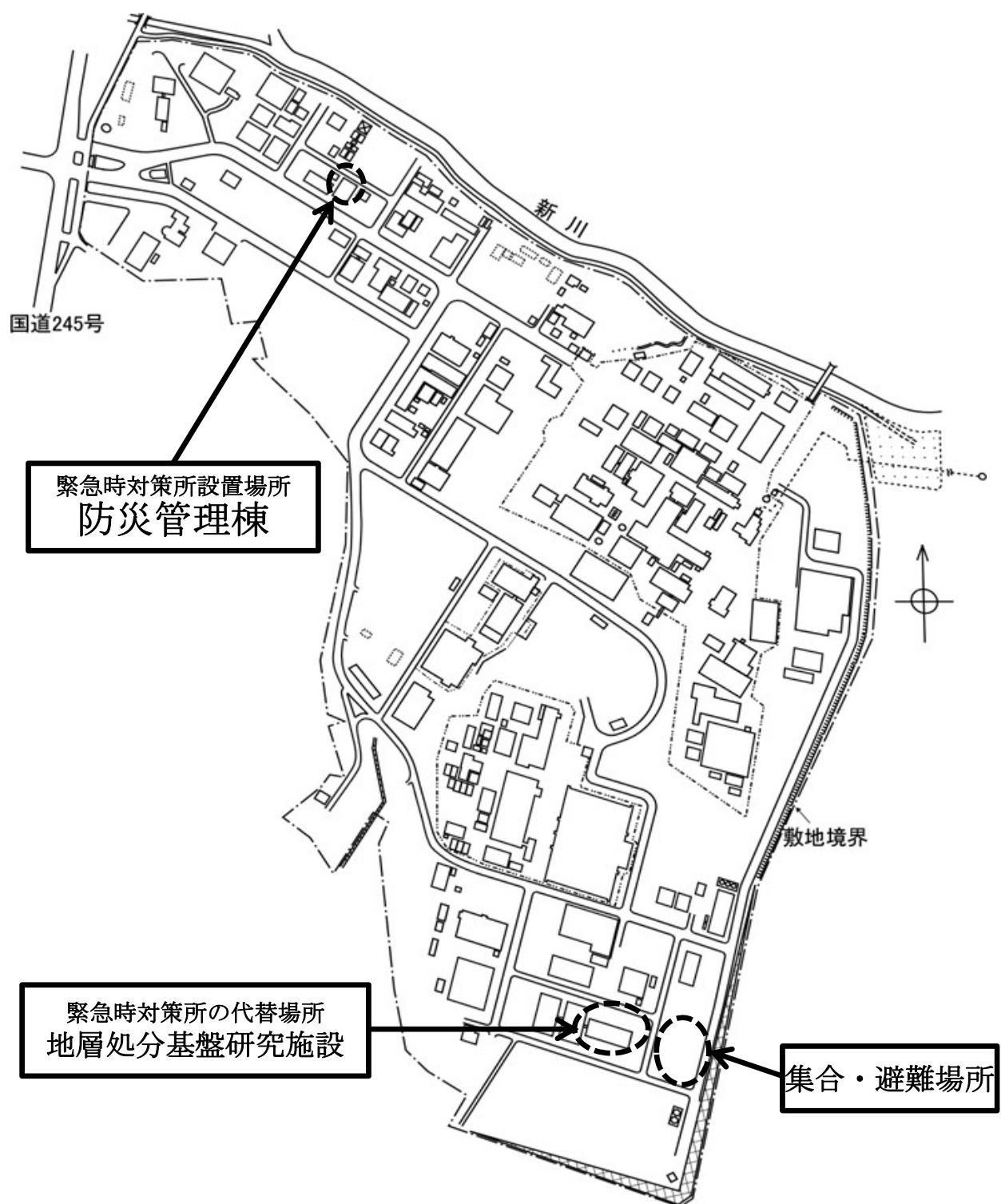
別図－3 (2) サイクル研究所内通報連絡系統



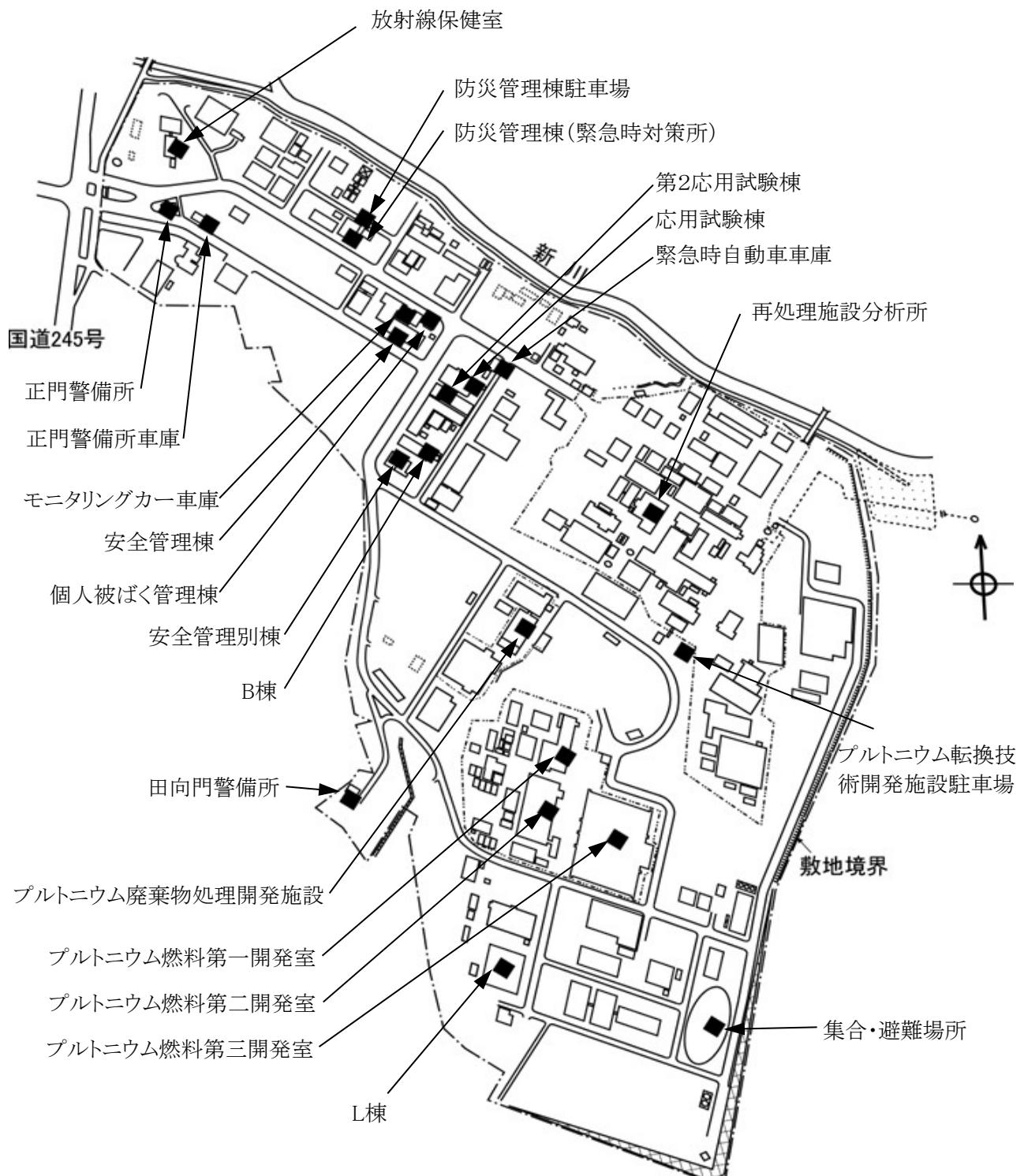
◎ モニタリングステーション(ST)

⊕ モニタリングポスト(P)

別図-4 サイクル研究所敷地周辺の放射線測定設備



別図－5 サイクル研究所緊急時対策所配置図



■: 資機材保管場所

別図-6 原子力防災資機材の保管場所



凡例： 原子力事業所災害対策支援拠点

別図－7 原子力事業所災害対策支援拠点の位置

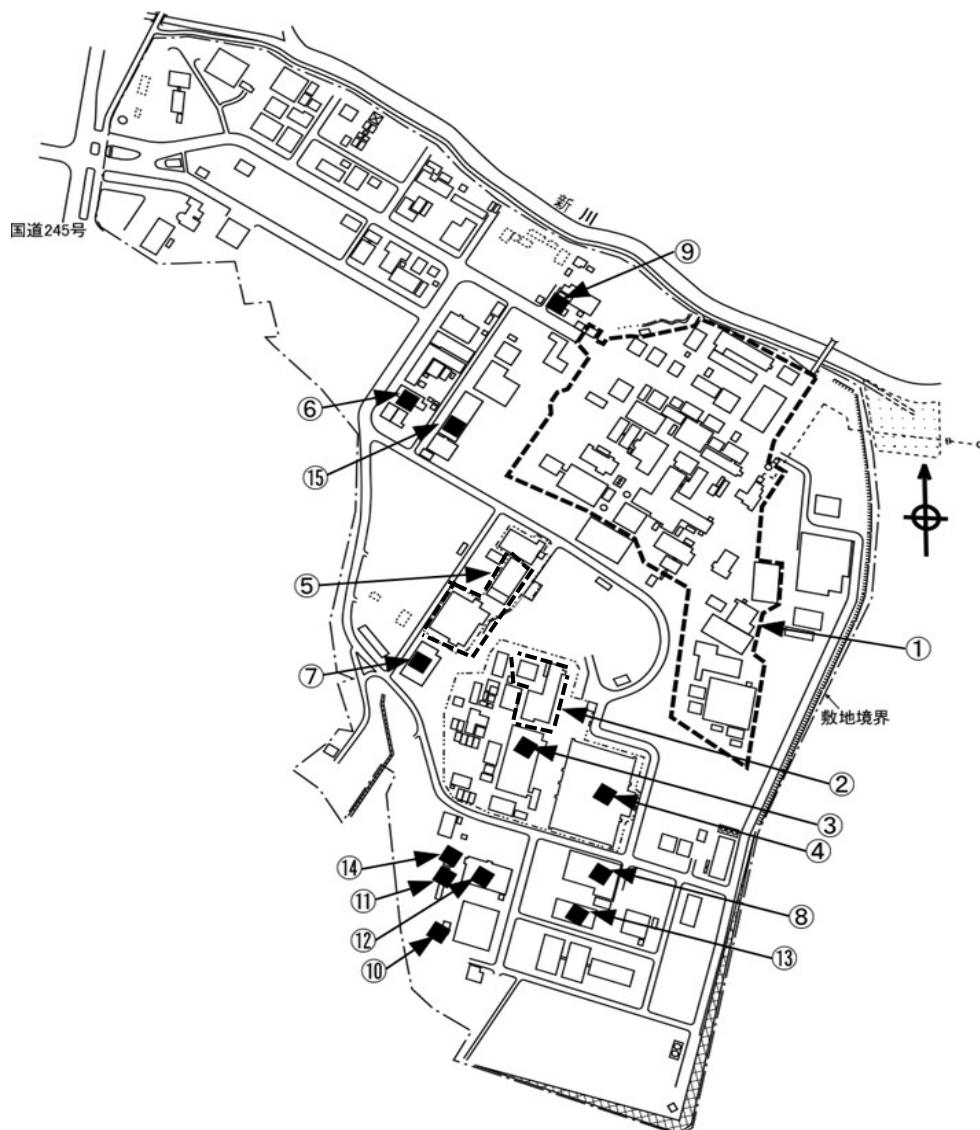
別表－1 原災法対象施設

法令上の区分：再処理施設

	施設名称
①	再処理施設

法令上の区分：核燃料物質使用施設

	施設名称
②	プルトニウム燃料第一開発室（ウラン貯蔵庫を含む。）
③	プルトニウム燃料第二開発室
④	プルトニウム燃料第三開発室
⑤	プルトニウム廃棄物処理開発施設（プルトニウム廃棄物処理開発施設及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設をいう。）
⑥	B棟
⑦	ウラン廃棄物処理施設（ウラン系廃棄物貯蔵施設）
⑧	ウラン廃棄物処理施設（第2ウラン系廃棄物貯蔵施設）
⑨	ウラン廃棄物処理施設（焼却施設）
⑩	ウラン廃棄物処理施設（廃油保管庫）
⑪	ウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）
⑫	J棟
⑬	M棟
⑭	東海事業所第2ウラン貯蔵庫
⑮	高レベル放射性物質研究施設



別表-2 (1) 警戒事象 (1 / 5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

E A L 区分	E A L 番号	対象 施設	E A L事象	説 明*
放射線量・放射性物質放出	A L 0 7	再処理施設	<臨界のおそれ> 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い場合。	核燃料物質の臨界安全管理状態が損なわれたことにより生ずる、臨界の発生の蓋然性が高い場合は、臨界警報装置の警報が吹鳴した場合をいう。 ただし、施設定期検査、施設定期自主検査及び訓練に伴い、臨界警報装置の警報を吹鳴させた場合を除く。
冷やす	A L 2 5	再処理施設	<全交流電源喪失>30分間以上継続 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。	外部電源からの電気の供給が停止し、ユーティリティ施設、中間開閉所、第二中間開閉所及びガラス固化技術管理棟の非常用発電機から、それぞれの施設における非常用母線へ電気の供給が30分以内にできない場合をいう。 なお、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号）において求められる非常用発電機が30分間以内に接続され、交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、警戒事態の判断基準とはならない。
	A L 2 9	再処理施設	<蒸発乾固> 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した状態において、溶液が沸騰した場合。	崩壊熱除去機能*が喪失するとは、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽における崩壊熱除去機能が喪失した場合をいう。 溶液が沸騰したとは、溶液の温度を計測し100°C以上である場合をいう。 *廃止措置計画認可申請書において、当該事故対応設備が認可された場合に改めて選定する。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (1) 警戒事象 (2／5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

E A L 区分	E A L 番号	対象 施設	E A L 事象	説 明*
冷 や す	A L 3 0	再 处 理 施設	<使用済燃料貯蔵槽の水位低下> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない場合、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できない状態となった場合。	濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プールに設置している液位下限警報が発報し、既存の恒設設備により水を補給*してもプール水位が低下し続ける場合はプール水位を維持出来ないと判断する。 *廃止措置計画認可申請書において、当該事故対処設備が認可された場合に改めて選定する。
閉 じ 込 める	A L 4 4	再 处 理 施設	<水素爆発又は有機溶媒等の火災・爆発> 安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した状態において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがある場合。	安全機能*が喪失するとは、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽における水素掃気機能が喪失した場合をいう。 [水素爆発] セル内において水素の爆発又は爆発が発生するおそれの基準に対し、セル内よりも早期に水素の爆発のおそれが生ずる状態に至る対象機器内の水素濃度を事象の判断の対象とし、安全機能*が喪失した状態が継続し、安全機能の喪失延べ時間が、対象機器内の水素濃度が爆発下限界(4%)に到達する時間が経過した場合とする。 *廃止措置計画認可申請書において、当該事故対処設備が認可された場合に改めて選定する。
	A L 4 5			[有機溶媒火災] 有機溶媒による火災の発生とは、セル内において有機溶媒の漏えいが発生し、漏えいした有機溶媒の回収が完了する前に、対象セル内換気系に設置しているFDT(温度警報装置)が発報したことをもって有機溶媒火災と判断する。

*東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (1) 警戒事象 (3／5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

E A L 区分	E A L 番号	対象 施設	E A L 事象	説 明*
閉じ 込 める	A L 4 6	再 处 理 施設		[有機溶媒爆発] 有機溶媒等の爆発とは TBP 等の錯体の急激な分解反応のことという。 有機溶媒の爆発の発生とは、TBP 等の錯体の急激な分解反応の発生のおそれのある機器において液温若しくは加熱蒸気温度が 135°C を超え、かつ当該機器の内部圧力がセルの圧力以上（正圧）となった場合をいう。
その他の脅威	A L 5 1	再 处 理 施設	<制御室の環境悪化> 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じた場合。	再処理施設の主要な制御室において、内的要因及び外的要因による放射線量の上昇等により、操作等が容易にできない等、安全な状態を確保できない場合に、制御室の環境悪化と判断する。
	A L 5 2	再 处 理 施設	<通信設備の一部の機能喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失した場合。	「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、再処理施設内で何らかの異常が発生した場合において、①核燃料サイクル工学研究所内（主要な制御室と現場指揮所、現場指揮所と緊急時対策所）の通信機能、②核燃料サイクル工学研究所内から所外への通信機能のいずれかが、どれか 1 つの手段のみとなる場合をいう。 「どれか 1 つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる電話回線、携帯電話、衛星回線等のうち、使用可能な通信手段が 1 種類のみになる場合をいう。

*東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表・2 (1) 警戒事象 (4／5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

E A L 区分	E A L 番号	対象 施設	E A L事象	説 明*
その他の脅威	A L 5 3	再処理 施設	<火災・爆発又は溢水の発生> 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある場合。	<p>重要区域とは高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に係る崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を有する機器を設置する区域とする。</p> <p>「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に係る崩壊熱除去機能及び水素掃気機能*に障害が生じ、多重化されている系統が1系統のみとなった場合に判断する。</p> <p>「安全機能を有する構築物、系統又は機器一覧」を別表・2(4)に示す。</p> <p>「火災」とは、再処理施設の敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。</p> <p>「溢水」とは、再処理事業所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。</p> <p>*廃止措置計画認可申請書において、性能維持施設の詳細が認可された場合に改めて選定する。また、同様に「重要区域」についても改めて選定する。</p>

※東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (1) 警戒事象 (5／5)

原子力災害対策指針に基づく警戒事態の連絡基準

E A L 区分	E A L 番号	対象 施設	E A L事象	説 明*
その他の脅威	—	共通	<p><地震、津波及びその他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象による原子力施設への影響></p> <p>① 当該原子力事業者所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>② 当該原子力事業者所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>③ オンサイト総括が警戒を必要と認める再処理施設又は核燃料物質使用施設等の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>④ その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>① 茨城県東海村において震度6弱以上の地震が発生した場合をいう。</p> <p>② 茨城県沿岸に大津波警報が発表された場合をいう。</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 同左</p> <p>上記①から④の事象は、原子力事業者からの連絡は不要とする。</p>

*東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号 規則 第4条	共通 再処理	<放射線量の検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く)。	モニタリングポスト*及びモニタリングステーション*で $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ (ガンマ線、中性子線の合計)に該当した場合($1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始)。 ただし、次の場合を除く。 ・排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合 ($5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。) ・当該数値が落雷のときに検出された場合 *原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	共通	<気体放射性物質の放出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排気筒その他これらに類する場所において、通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報基準を超える放出があったとき。 ・濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(10分間以上継続) ・放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2(第5条関係)に基づく係数を乗じて得た値(累積)	排気筒排気モニタ及びその他これらに類する排気モニタにおいて、規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報基準(原子力事業所の区域の境界付近等に達した場合における放射能水準が $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する放射性物質濃度又は放射能)を超える放出があった場合。 各排気モニタの通報設定レベルは別途定め、必要な個所へ配備する。 なお、排気モニタの検出上限値が通報設定レベルを下回る場合は、排気モニタ指示値が検出上限値に近づくごとに捕集試料の回収・交換を繰り返し、各捕集試料の回収時における排気モニタ指示値の合計が通報設定レベルを超えた場合、通報基準を超える放出があったと判断する。
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	共通	<液体放射性物質の放出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排水口において、原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。	海洋放出において、規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中の濃度限度の50倍に相当する放出があった場合。 一回の海洋放出中に水中の放射性物質濃度による実効線量が $50\mu\text{Sv}$ となる値を検出した場合。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第4条 第4項 第3号 イ 規則 第6条 第3項 第1号 規則 第6条 第4項	共通	<p><火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場所において、原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量が検出された場合。</p>	<p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。</p> <p>管理区域の外で$50 \mu \text{Sv}/\text{h}$以上（10分間継続）の放射線量を検出した場合。</p> <p>放射線量又は放射性物質濃度の測定が困難な場合において、管理区域の外で$50 \mu \text{Sv}/\text{h}$以上（10分間継続）が検出される蓋然性が高い場合。</p> <p>検出の方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量率の測定 　ガンマ線測定用サーベイメータ ・線量率の測定後における継続性の確認 　ガンマ線測定用サーベイメータにより$50 \mu \text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量を検出した時を起点とし、当該ガンマ線測定用サーベイメータにおいて10分間継続していることを確認した場合又は近傍のガンマ線測定用連続監視モニタ（エリアモニタ、モニタリングポスト等）において有意な指示の変動の継続又は上昇が10分間継続していることを確認した場合。
	SE05	政令 第4条 第4項 第3号 ロ 規則 第6条 第3項 第2号 規則 第6条 第4項	共通	<p><火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の検出></p> <p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場所において、原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。</p>	<p>再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。</p> <p>管理区域の外で規則第6条第2項に定められる放射性物質の種類に応じた濃度限度の50倍相当（放射能水準が$5 \mu \text{Sv}/\text{h}$相当）以上が検出された場合。</p> <p>放射線量又は放射性物質濃度の測定が困難な場合において、管理区域の外で濃度限度の50倍以上が検出される蓋然性が高い場合。</p>

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (3/7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	SE06	政令 第4条 第4項 第5号	使用 施設	<臨界のおそれ> 核燃料物質使用施設等の内部において、核燃料物質による臨界の蓋然性が高い状態が確認された場合。	核燃料物質を取扱う施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理等が損なわれ、臨界の蓋然性が高い状態。 核燃料物質使用施設等に設置した臨界警報装置の警報吹鳴及び当該施設の中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを確認した場合に判断する。 臨界警報装置：対象施設 プルトニウム燃料第一開発室 プルトニウム燃料第二開発室 プルトニウム燃料第三開発室 高レベル放射性物質研究施設
	SE07	政令 第4条 第4項 第5号 規則 第7条 第1項 第1号 リ(6)	再処理 施設	<臨界の発生> 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達した場合。	臨界に達したか否かの確認は、臨界に関する警戒事象(AL07)が発生し、該当する機器のセル近傍における中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを確認した場合に判断する。 AL07判断後、直ちに中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値を確認し、更に核燃料物質の管理状態等により、臨界の発生（蓋然性）及び発生場所を特定する。 なお、検出器の誤警報等、AL07に伴い確認する中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値について通常と異なる変動が確認できない場合はSEを発報しない。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (4/7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
冷やす	SE30	政令 第4条 第4項 第5号 規則 第7条 第1項 第1号 リ(1)	再処理 施設	<使用済燃料貯蔵槽に関する異常> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プールの水位が使用済燃料集合体を貯蔵している燃料貯蔵バスケットの上部から上方2メートルの水位に低下するおそれが生じた場合。
閉じ込める	SE42	政令 第4条 第4項 第5号 規則 第7条 第1項 第1号 リ(5)	再処理 施設	<障壁の喪失 (セルの閉じ込め機能の異常)> セルから建屋内に放射性物質が漏えいした場合。	AL29、AL44、AL45 及び AL46 に該当する事象が発生した状態において、定置式モニタ等が上昇した場合。
その他の脅威	SE51	規則 第7条 第1項 第1号 リ(2)	再処理 施設	<制御室の使用不可> 制御室が使用できなくなる場合。	再処理施設の主要な制御室において、内的要因及び外的要因による放射線量の上昇等により原則退避する場合をいう。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表・2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (5/7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

E A L 区分	E A L 番号	政令又 は規則	対象 施設	E A L事象	説 明*
その他の脅威	S E 5 2	規則 第7条 第1項 第1号 リ(3)	再処理 施設	<通信設備の全ての機能喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。	「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、再処理施設内で何らかの異常が発生した場合において、①核燃料サイクル工学研究所内（主要な制御室と現場指揮所、現場指揮所と緊急時対策所）の通信機能、②核燃料サイクル工学研究所内から所外への通信機能のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。 「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電話回線、携帯電話、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。
	S E 5 3	規則 第7条 第1項 第1号 リ(4)	再処理 施設	<火災、爆発又は溢水の発生> 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失した場合。	安全機器等の機能の一部が喪失したと認知した場合に判断する。 安全機器等の機能の一部が喪失したと認知した場合とは、火災・爆発又は溢水の発生によって、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に係る崩壊熱除去機能及び水素掃気機能を有する機器*が使用できなくなる状態をいう。 「安全機能を有する構築物、系統又は機器一覧」を別表・2(4)に示す。 *廃止措置計画認可申請書において、性能維持施設の詳細が認可された場合に改めて選定する。

*東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (6 / 7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

E A L 区分	E A L 番号	政令又 は規則	対象 施設	E A L事象	説 明*
その他の脅威	S E 5 5	政令 第4条 第4項 第5号 規則 第7条 第1項 第1号 リ(7) 規則 第7条 第1項 第1号 ヌ	共通	<その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。	妨害破壊行為、竜巻等、再処理施設又は核燃料物質使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合をいう。
事業所外運搬	X S E 6 1	政令 第4条 第4項 第4号 命令 第2条 第2項	共通	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において、 $100 \mu \text{Sv/h}$ 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出された場合。	火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1m 離れた場所において $100 \mu \text{Sv/h}$ 以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 火災、爆発その他これに属する事象の状況のより、測定が困難な場合にあって、その状況にかんがみ上記水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。 計測器等は放射線測定用サーベイメータ（ガンマ線、中性子線）。

* 東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (2) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (7/7)

施設敷地緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
	XSE 62	命令 第3条	共通	<事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 容器の特性ごとに命令第3条で定める放射性物質の漏えいが発生した場合又は当該漏えいの蓋然性が高いとき	火災、爆発その他これらに類する事象により、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 事業所外運搬容器においてL型は適用除外とする。 計測器等は表面汚染密度サーベイメータ(ベータ線、アルファ線)。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

本別表における法、政令、命令及び規則は次のとおり。

原災法：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

別表-2 (3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令 第6条 第3項 第1号	共通	<放射線量の異常検出> 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。	モニタリングポスト*及びモニタリングステーション*で $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ （ガンマ線、中性子線の合計）以上が2点以上又は10分間継続して検出された場合（ $1\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上検出時点で可搬式測定器による中性子線量測定開始）。ただし、次の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none">・排気筒モニタリング設備等の測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）・当該数値が落雷のときに検出された場合 *原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備
	GE02	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条 第1項 第2項	共通	<気体放射性物質の異常放出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排気筒その他これらに類する場所において、通報事象等規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報基準を超える放出があったとき。 <ul style="list-style-type: none">・濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表1（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（10分間以上継続）・放射能の測定により管理すべき放射性物質にあっては、通報事象等規則第5条に定められる放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度等に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る通報事象等規則別表2（第5条関係）に基づく係数を乗じて得た値（累積）	排気筒排気モニタ及びその他これらに類する排気モニタにおいて、規則第5条に基づく放射性物質の種類に応じた通報基準（原子力事業所の区域の境界付近等に達した場合における放射能水準が $5\mu\text{Sv}/\text{h}$ に相当する放射性物質濃度又は放射能）を超える放出があった場合 各排気モニタの通報設定レベルは別途定め、必要な個所へ配備する。 なお、排気モニタの検出上限値が通報設定レベルを下回る場合は、排気モニタ指示値が検出上限値に近づくごとに捕集試料の回収・交換を繰り返し、各捕集試料の回収時における排気モニタ指示値の合計が通報設定レベルを超えた場合、通報基準を超える放出があったと判断する。
	GE03	政令 第6条 第4項 第1号 規則 第12条 第1項 第2項	共通	<液体放射性物質の異常放出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の通常経路から放出される排水口において、原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。	核燃料物質使用施設等の海洋放出においては、規則第5条に定められる放射性物質の種類に応じた水中の濃度限度の50倍に相当する放出（10分間継続）があった場合。 再処理施設においては、一回の海洋放出中に水中の放射性物質濃度による実効線量が 5mSv となる値を検出した場合。

※東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適

宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令 第6条 第3項 第2号	共通	<火災・爆発等による管理区域外での放射線の異常検出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場所において、原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線が検出された場合。	再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。 管理区域の外で5mSv/h以上（10分間継続）の放射線量を検出した場合。 放射線量又は放射性物質濃度の測定が困難な場合において、管理区域の外で5mSv/h以上（10分間継続）が検出される蓋然性が高い場合。 検出の方法は以下のとおり。 ・線量率の測定 ガンマ線測定用サーベイメータ ・線量率の測定後における継続性の確認 ガンマ線測定用サーベイメータにより5mSv/h以上の放射線量を検出した時を起点とし、当該ガンマ線測定用サーベイメータにおいて10分間継続していることを確認した場合又は近傍のガンマ線測定用連続監視モニタ（エリアモニタ、モニタリングポスト等）において有意な指示の変動の継続又は上昇が10分間継続していることを確認した場合。
	GE05	政令 第6条 第4項 第2号 規則 第13条 第2項 規則 第13条 第3項	共通	<火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の異常検出> 再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部に設定された管理区域の外の場所において、原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射性物質が検出された場合。	再処理施設又は核燃料物質使用施設等の内部において、火災・爆発、大量の放射性物質の漏えい等により、敷地内のモニタリングにおいて以下に該当した場合。 管理区域の外で規則第6条第2項に定められる放射性物質の種類に応じた濃度限度の5000倍相当（放射能水準が $500 \mu \text{Sv/h}$ 相当）以上が検出された場合。 放射性物質濃度の測定が困難な場合において、管理区域の外で濃度限度の5000倍以上が検出される蓋然性が高い場合。
	GE06	政令 第6条 第4項 第3号	使用施設	<臨界の継続> 核燃料物質使用施設等の内部において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。	核燃料物質が臨界（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 臨界の継続は、当該施設の中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを確認（継続）した場合に判断する。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（3／5）

全面緊急事態に該当する EAL

E A L 区分	E A L 番号	政令又 は規則	対象 施設	E A L 事象	説 明*
放射線量・放射性物質放出	G E 0 7	政令 第6条 第4項 第3号	再処理 施設	<臨界の継続> 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。	臨界に関する施設敷地緊急事態（SE07）が発生し、拡大防止対策を実施した後、中性子線エリアモニタ又は中性子線用サーベイメータ等の指示値が通常と異なることを継続的に確認した場合に判断する。
冷やす	G E 2 9	政令 第6条 第4項 第4号 規則 第14条 リ(1)	再処理 施設	<蒸発乾固の発生> 崩壊熱除去機能（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号第35条に規定する機能）を喪失した状態において、溶液の沸騰が継続し、揮発性の放射性物質が発生又は発生するおそれがある場合。	「溶液の沸騰が継続し、揮発性の放射性物質が発生又は発生するおそれ」は、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽の溶液の温度を計測し 120°C以上である場合に判断する。
	G E 3 0	政令 第6条 第4項 第4号 規則 第14条 リ(2)	再処理 施設	<使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい異常> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。	SE30の状態となり、更に燃料貯蔵バケットの上部の水位までの低下を確認した場合をいう。 また、濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プール周辺の放射線量が著しく上昇し、立入りが困難な状態となり、水位が確認できない場合をいう。

*東海再処理施設の EAL については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準 (4／5)

全面緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
閉じ込める	G E 4 2	政令 第6条 第4項 第4号 規則 第14条 リ(3)	再処理 施設	<障壁の喪失(セルの閉じ込め機能の喪失)> セルから建屋内に異常な水準の放射性物質が漏えいした場合。	セルの閉じ込め機能にかかるSE42の状態となり、更に建屋内の放射線量が上昇し立入り困難となり、事故対処が実施困難となった場合をいう。
その他の脅威	G E 5 5	政令 第6条 第4項 第4号 規則 第14条 リ(4) 規則 第14条 ヌ	共通	<その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象等による原子力施設への影響> その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象が施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内避難又は避難を開始する必要がある事象が発生すること。	妨害破壊行為、竜巻等、再処理施設又は核燃料物質使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると原子力防災管理者が判断した場合をいう。
事業所外運搬	X G E 6 1	政令 第6条 第3項 第3号	共通	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出された場合。	火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10mSv/h以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。 火災、爆発その他これに属する事象の状況のより、測定が困難な場合にあって、その状況にかんがみ上記水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。 計測器等は放射線測定用サーベイメータ(ガンマ線、中性子線)。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表-2 (3) 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準（5／5）

全面緊急事態に該当する EAL

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	対象施設	EAL事象	説明*
事業所外運搬	XGE 62	命令 第4条	共通	<事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 容器の特性ごとに命令第4条で定める放射性物質の漏えいが発生した場合又は当該漏えいの蓋然性が高い場合。	火災、爆発その他これらに類する事象により、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいしたとき又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。 事業所外運搬容器においてL型は適用除外とする。 計測器等は表面汚染密度サーバイメータ（ベータ線、アルファ線）、可搬型ダストサンプリング装置。

*東海再処理施設のEALについては、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

本別表における法、政令、命令及び規則は次のとおり。

原災法：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

別表-2(4)安全機能を有する構築物、系統又は機器一覧

要求される安全機能*	機器・構築物	
	重要区域	機器・構築物名
水素掃気機能	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	セル換気系排風機(272K103、272K104)
		高放射性廃液貯蔵場のセル換気系統
		槽類換気系排風機(272K463、272K464)
		高放射性廃液貯蔵施設の槽類換気系統
		送風機(272K63、272K64)
		各機器への圧縮空気供給系統
崩壊熱除去機能	高放射性廃液貯蔵場(HAW)	272V31における1次系の送水ポンプ(272P3161、272P3162、272P3061、272P3062)
		272V32における1次系の送水ポンプ(272P3261、272P3262、272P3061、272P3062)
		272V33における1次系の送水ポンプ(272P3361、272P3362、272P3061、272P3062)
		272V34における1次系の送水ポンプ(272P3461、272P3462、272P3061、272P3062)
		272V35における1次系の送水ポンプ(272P3561、272P3562、272P3061、272P3062)
		2次系冷却水循環ポンプ (272P8160、272P8161、272P8162、272P8163)
		冷却塔(272H81、272H82、272H83)
		272V31における熱交換器(272H314、272H315)
		272V32における熱交換器(272H324、272H325)
		272V33における熱交換器(272H334、272H335)
		272V34における熱交換器(272H344、272H345)
		272V35における熱交換器(272H354、272H355)
		1次系冷却水系統
		2次系冷却水系統

*※東海再処理施設の要求される安全機能については、東海再処理施設の重大事故選定結果及び廃止措置計画に基づく今後の施設状態を踏まえ適宜見直す。

別表－3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	班	要 員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	現地対策本部	— 情報班 地域対応班 中央官庁対応班 Q & A班	情報統括者 [1名] 情報班員 [1名] 地域対応班員 [1名] 中央官庁対応班員 [1名] Q & A班員 [2名]
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	O F C	— 現場対応班	副原子力防災管理者 [1名] 現場対応班員 [1名]
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	現地対策本部 O F C	広報班	広報班員 [2名]
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	現地対策本部 研究所内	放管班 現場対応班	放管班員 [2名] 現場対応班員 [4名]
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	現地対策本部 研究所内	現場対応班	現場対応班員 [17名]
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	現地対策本部 研究所内	現場対応班 工務班	現場対応班員 [4名] 工務班員 [1名]
放射性物質による汚染の除去	現地対策本部 研究所内	現場対応班	現場対応班員 [4名]
被ばく者の救助その他の医療機関に関する措置の実施	現地対策本部 研究所内	医務班 現場対応班	医務班員 [2名] 現場対応班員 [4名]
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	現地対策本部 研究所内	総務班	総務班員 [2名]
原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導	現地対策本部 研究所内	消防・警備班	消防・警備班員 [2名]

別表－4 原子力防災管理者の代行順位

副原子力防災管理者の代行順位は、次のとおりとする。

代行順位 ^{*1}	副 原 子 力 防 災 管 理 者
1	副所長（第一代理） ^{*2}
2	副所長（第二代理） ^{*2}
3	副所長（第三代理） ^{*2}
4	副所長（第四代理） ^{*2}
5	再処理廃止措置技術開発センター長
6	プルトニウム燃料技術開発センター長
7	環境技術開発センター長
8	保安管理部長
9	放射線管理部長
10	計画管理室長
11	保安管理部次長 ^{*3}
12	放射線管理部次長 ^{*3}
13	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 ^{*3}
14	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長 ^{*3}
15	環境技術開発センター 副センター長 ^{*3}

* 1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

* 2 サイクル研究所が別に定める「所長の代理者」の順位をいう。

* 3 複数いる場合は、各部・センターが別に定める「保安管理組織図」に示す部長又はセンター長の第1代理者をいう。

別表－5 放射線測定設備

名称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
P1	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査
P2	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査
P3	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～10 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査
P5	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～10 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査
P6	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～10 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査
P7	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～10 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査
P8	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～10 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査
ST5	空間線量率	NaI(低線量率用), 10nGy/h～100 μ Gy/h 電離箱(高線量率用), 10nGy/h～100mGy/h	1回/年	外観検査 機能検査

P : モニタリングポスト

ST : モニタリングステーション

別表－6 原子力防災資機材（1/2）

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服	20組	1回／年	外観・員数	安全管理別棟
		50組	1回／年	外観・員数	再処理施設分析所
		4組	1回／年	外観・員数	応用試験棟
		4組	1回／年	外観・員数	プルトニウム燃料第一開発室
		4組	1回／年	外観・員数	プルトニウム燃料第二開発室
		4組	1回／年	外観・員数	プルトニウム燃料第三開発室
		4組	1回／年	外観・員数	プルトニウム廃棄物処理開発施設
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	3個	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車
		4個	1回／年	外観・機能・員数	応用試験棟
		14個	1回／年	外観・機能・員数	再処理施設分析所
		4個	1回／年	外観・機能・員数	プルトニウム燃料第三開発室
	フィルター付防護マスク	20個	1回／年	外観・員数	安全管理別棟
		50個	1回／年	外観・員数	再処理施設分析所
		4個	1回／年	外観・員数	B棟
		4個	1回／年	外観・員数	プルトニウム燃料第一開発室
		4個	1回／年	外観・員数	プルトニウム燃料第二開発室
		4個	1回／年	外観・員数	プルトニウム燃料第三開発室
		4個	1回／年	外観・員数	プルトニウム廃棄物処理開発施設
非常用通信機器	緊急時電話回線	1回線	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟
	ファクシミリ	1台	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟
	携帯電話等	23台	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟
		7台	1回／月	外観・機能・員数	正門警備所
		1台	1回／月	外観・機能・員数	田向門警備所

別表－6 原子力防災資機材（2/2）

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		数量	点検頻度	点検内容	保管場所	
計測器等	排気モニタ（再処理施設）		1台	1回／年	外観・機能・員数	再処理施設主排気筒	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	再処理施設第一付属排気筒	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	再処理施設第二付属排気筒	
	排気モニタ（使用施設）		1台	1回／年	外観・機能・員数	プルトニウム燃料第一開発室	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	ウラン貯蔵庫	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	プルトニウム燃料第二開発室	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	プルトニウム燃料第三開発室	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	プルトニウム廃棄物処理開発施設	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	高レベル放射性物質研究施設	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	B棟	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	J棟	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	第2ウラン系廃棄物貯蔵施設	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	M棟	
	その他の固定式測定器		—	—	—	—	
その他資機材	ガンマ線測定用サーベイメータ		6台	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	
	中性子線測定用サーベイメータ		1台	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	
			1台	1回／年	外観・機能・員数	モニタリングカー	
	空間放射線積算線量計		4個	1回／年	外観・機能・員数	個人被ばく管理棟	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		12台	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	4台	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	
		測定器	1台	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ*	2台	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	
		測定器	1台	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟	
	個人用外部被ばく線量測定器		30台	1回／年	外観・機能・員数	個人被ばく管理棟	
			4台	1回／年	外観・機能・員数	第2応用試験棟	
			30台	1回／年	外観・機能・員数	再処理施設分析所	
			16台	1回／年	外観・機能・員数	プルトニウム燃料第三開発室	
	その他	エリアモニタリング設備	—	—	—	—	
		モニタリングカー	1台	1回／年	外観・機能・員数	モニタリングカー車庫	
その他資機材	ヨウ素剤		900錠	1回／年	外観・員数	放射線保健室	
	担架		1台	1回／年	外観・機能・員数	放射線保健室	
	除染用具		1式	1回／年	外観・員数	個人被ばく管理棟	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台	1回／年	外観・機能・員数	正門警備所車庫（救急車）	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式	1回／年	外観・機能・員数	正門警備所車庫（水槽付き消防ポンプ自動車）	
			1式	1回／年	外観・機能・員数	緊急時自動車車庫（化学消防自動車）	

* 可搬式ダスト測定関連機器と共に用

別表－7 その他の原子力防災資機材

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
防放 護射 用線 器障 具害	汚染防護服	50組	1回／年	外観・員数	資機材運搬車
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	3個	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車
	フィルター付防護マスク	40個	1回／年	外観・員数	資機材運搬車
		20個	1回／年	外観・員数	正門警備所
非常用 通信機 器	緊急時電話回線	1回線	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟
	所轄消防本部との専用回線	1回線	1回／月	外観・機能・員数	防災管理棟
	ファクシミリ	災害時優先回線	3台	1回／月	外観・機能・員数
		衛星回線	1台	1回／月	外観・機能・員数
	携帯電話等	衛星携帯電話	1台	1回／月	外観・機能・員数
			1台	1回／月	外観・機能・員数
計測 器等	表面汚染密度測定用サーベイメータ	12台	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車
	ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	1回／年	外観・機能・員数	安全管理棟
	中性子線測定用サーベイメータ	1台	1回／年	外観・機能・員数	資機材運搬車
	個人用外部被ばく線量測定器	20台	1回／年	外観・機能・員数	正門警備所
その他 資機 材	可搬型貯槽	2基	1回／年	外観・員数	緊急時自動車車庫
	移動式発電機	1台	1回／年	外観・機能・員数	ブルトニウム転換技術開発施設駐車場
		1台	1回／年	外観・機能・員数	所内南東地区(集合・避難場所)
	資機材運搬車	1台	1回／年	外観・機能・員数	緊急時自動車車庫
	情報通信車	1台	1回／年	外観・機能・員数	防災管理棟駐車場
	水槽付き消防ポンプ自動車	1式	1回／年	外観・機能・員数	正門警備所車庫
		1式	1回／年	外観・機能・員数	緊急時自動車車庫
	ホイールローダ	1台	1回／年	外観・機能・員数	ブルトニウム転換技術開発施設駐車場
	油圧ショベル	1台	1回／年	外観・機能・員数	ブルトニウム転換技術開発施設駐車場
統合 NW	非常用食料 (7日分)	2,100 食以上	1回／年	員数	L棟
	テレビ会議システム	1台	1回／年	外観・機能・員数	防災管理棟
	ファクシミリ（衛星、地上）	各1台	1回／年	外観・機能・員数	防災管理棟
	IP電話（衛星、地上）	各1台	1回／年	外観・機能・員数	防災管理棟

統合NW：統合原子力防災ネットワーク関係資機材

別表一8 機構対策本部の原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
非常用通信機器	電話回線	6回線	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	機構内電話	4回線	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	ファクシミリ	2台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	衛星携帯電話	1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
統合原子力防災 ネットワーク用通信 機器 (衛星系／地上系)	テレビ会議システム	1台	1回／年*	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	ファクシミリ(衛星、地上)	各1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
	IP電話(衛星、地上)	各1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部緊急時対策室
その他資機材	非常用食料(7日分)	660食	1回／年	員数	機構本部安全管理棟1階
	非常用ディーゼル発電機	1台	1回／年	外観、機能、員数	機構本部安全管理棟1階
	燃料(重油)	16,800ℓ以上	1回／年	数量	機構本部安全管理棟 地下タンク

* 定期的な接続確認は、あらかじめ定めるところによる。

別表一9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

1. 原子力科学研究所

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害 防護用器具	汚染防護服(タイプック等)	10組	1回／年	外観、員数	原子力科学研究所内
	フィルター付防護マスク	10個	1回／年	外観、員数	原子力科学研究所内
	呼吸用ポンペ付一体型防護マスク	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
放射線計測器	表面汚染密度測定用サーベイメータ(α)	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
	表面汚染密度測定用サーベイメータ(β)	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
	ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
非常用通信機器	携帯電話	1台	1回／年	外観、機能、員数	原子力科学研究所内
その他	非常用食料	—*	—	—	—

* 派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

2. 大洗研究所

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	保管場所
放射線障害 防護用器具	汚染防護服(タイプック等)	10組	1回／年	外観、員数	大洗研究所内
	フィルター付防護マスク	10個	1回／年	外観、員数	大洗研究所内
	呼吸用ポンペ付一体型防護マスク	1台	1回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
放射線計測器	表面汚染密度測定用サーベイメータ(α)	1台	1回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
	表面汚染密度測定用サーベイメータ(β)	1台	1回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
	ガンマ線測定用サーベイメータ	1台	1回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
非常用通信機器	携帯電話	1台	1回／年	外観、機能、員数	大洗研究所内
その他	非常用食料	—*	—	—	—

* 派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

別表－10 原子力災害対策活動で使用する資料

	資料名	オフィットセンター	オフィットセンター (事業者ブース)	E R C (事業者ブース)	現地対策本部	機構対策本部	原子力事業所災害対策支援拠点 *3
1.組織及び体制に関する資料	原子力事業者防災業務計画 *1	○	○	○	○	○	○
	再処理施設保安規定 *1	○	○	○	○	○	—
	核燃料物質使用施設保安規定 *1	○	○	○	○	○	—
	連絡体制表及び現地対策本部構成員リスト	—	○	—	○	—	—
2.社会環境に関する資料	サイクル研究所周辺地域地図	—	○	○	○	○	○
	サイクル研究所周辺人口関連資料	—	○	○	○	○	○
3.放射能推定に関する資料	サイクル研究所施設配置図 *1	○	○	○	○	○	○
	サイクル研究所気象観測関連資料	—	○	○	○	○	○
	サイクル研究所周辺環境モニタリング関連資料	—	○	○	○	○	○
	再処理事業指定申請書 *1	○	○	○	○	○	—
	核燃料物質使用変更許可申請書 *1	○	○	○	○	○	—
	再処理施設制御系統図	—	○	○	○	○	—
	再処理施設放射線管理基準	—	○	○	○	○	—
	核燃料物質使用施設放射線管理基準	—	○	○	○	○	—
	災害対策資料	—	—	○	○	○	—
	再処理施設に係る廃止措置計画認可申請書	—	—	○	○	○	—
4.事業所外運搬に関する資料	事業所外運搬計画書 *2	—	—	—	○	—	—

* 1 原災法第12条第4項に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設に備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

* 2 事業所外運搬実施時に配置

* 3 原子力科学研究所、大洗研究所

別表－1 1 サイクル研究所の緊急時応急対策等の活動で使用する施設

緊急時対策所（現地対策本部）：防災管理棟

項目	仕様
所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
広さ	面積 約400m ²
耐震性・耐津波	鉄骨造（現行耐震基準対応） 標高 約7m
非常用電源	ディーゼル発電機（自家発電設備）
燃 料	容量：約 70 ℥（10時間程度） 補給：所内の備蓄（265,000ℓ以上）から7日間分を確保 その他、機構対策本部の支援により他拠点からの調達
通信設備	別表－7 参照

別表－1 2 緊急時対策所の代替施設
地層処分基盤研究施設

項目	仕様
所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
広さ	面積 約 400 m ²
耐震性・耐津波	鉄筋コンクリート造（現行耐震基準対応） 標高 約27m
通信設備	携帯電話等、ファクシミリ（衛星回線・災害時優先回線） 無線機
非常用電源	ディーゼル発電機
燃 料	容量：約 36 ℥（24時間程度） 補給：所内の備蓄（265,000ℓ以上）から7日間分を確保 その他、機構対策本部の支援により他拠点からの調達
OA機器類	パソコン・ホワイトボード・プロジェクタ・スクリーン等

別表－1 3 気象観測設備

名 称	数 量	点検頻度	点検内容
風向風速計①(標高 約20m)	1 式	1 回/年	外観検査、機能検査
風向風速計②(標高 約100m)	1 式	1 回/年	外観検査、機能検査

別表－14 機構本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

機構本部緊急時対策室：原子力施設事態即応センター

項目	仕様
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
広さ	面積 約310m ²
耐震性・耐津波	免震構造 標高 約30m
非常用電源	非常用発電機
燃 料	備蓄燃料 16,800ℓ以上（約7日分）
通信設備	別表－8参照

別表－15 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 原子力科学研究所：安全管理棟

項目	仕様
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4
サイクル研究所からの距離	約2km
広さ、標高	約460m ² 、標高 約25m
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造3階建
その他	非常用発電機

2. 大洗研究所：安全情報交流棟

項目	仕様
所 在 地	茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地
サイクル研究所からの距離	約20km
広さ、標高	約400m ² 、標高 約38m
施設構成、概要	鉄筋コンクリート造2階建
その他	非常用発電機

3. 機構本部：駐車場

項目	仕様
所 在 地	茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
サイクル研究所からの距離	約4km
広さ、標高	敷地面積 約3,800m ² 、標高 約30m
施設構成、概要	駐車場

資機材については、派遣される要員が派遣元から必要に応じて持参する。

別表－16 サイクル研究所における原子力防災教育の内容

教育項目	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制、組織及び地域防災計画に関する知識	原子力防災要員等のうち指名された者	・新たに指名された時 ・法、計画等に変更が生じたとき	・原災法、地域防災計画等の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・特定事象、原子力緊急事態の基準 ・サイクル研究所の原子力防災組織の構成、各班の職務
各部・センターが所掌する施設に関する知識	下記の班員のうち指名された者 ・現場対応班員 ・放管班員（所掌する施設に限る）	・新たに指名された時 その後は1回／3年	各部・センターが所掌する施設に関する下記に示す事項 ・安全管理に関する基本的事項 ・施設及び設備に係る事項 ・放射線管理設備に係る事項
放射線防護に関する知識	下記の班員のうち指名された者 ・現場対応班員 ・放管班員	・放射線業務従事者に指定された時 その後は1回／3年	・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護のための措置
放射線及び放射性物質の測定機器、測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	下記の班員のうち指名された者 ・現場対応班員 ・放管班員	・新たに指名された時 ・機器・設備に変更が生じたとき	・測定機器の用途とその目的 ・測定機器の取扱と測定方法

（注）防災教育を受けたものは、必要に応じ所属する班の要員に伝達教育を行う。

別表－17 機構本部における原子力防災教育の内容

教育項目	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、支援班、東京支援班のうち指名された者	・新たに指名された時 その後は1回／3年	・原災法、関連法令等の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・機構対策本部の組織構成、各班の職務 ・事故・故障及び災害の事例とその対応
放射線防護に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、支援班、東京支援班のうち指名された者	・新たに指名された時 その後は1回／3年	・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響と防護

別表－18 原子力防災訓練の内容

訓練項目	訓練内容	対象者	頻度
総合訓練 ^{*1}	機構本部との合同による訓練とし、機構内における情報連絡、技術的検討、機構対策本部及び現地対策本部の活動等が円滑に行われることを確認する。 特定事象等の発生を想定し、いくつかの個別訓練を組み合わせて行う。	サイクル研究所及び機構本部の原子力防災組織を構成する原子力防災要員等	1回／年
個別訓練 ^{*2}	要員参集訓練	現地対策本部構成員の緊急時対策所等への参集訓練及び現地対策本部等の設置訓練	原子力防災要員等
	通報訓練	連絡責任者を中心とした関係機関への通報訓練	原子力防災要員等
	環境モニタリング訓練	事業所内及び敷地境界付近においてモニタリングカーによる放射線サーベイ、放射性物質の濃度測定訓練	放管班
	避難訓練	防護活動に従事しない者、来訪者等の避難誘導訓練	防護活動に従事しない者、来訪者等
	救護訓練	負傷者のサーベイ及び応急措置、除染、搬送訓練	医務班、現場対応班等

* 1 国、茨城県主催の原子力防災訓練又は保安規定に基づく訓練と兼ねることができる。

* 2 総合訓練と兼ねることができる。

別表－19(1) 特定事象発生時における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先 ^{*1}	要員数 ^{*2}	貸与する主な資機材等 ^{*3}	数量	実施する主な業務
1. ERC ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
2. OFC ^{*1} (プラントチーム、広報班、総括班、現地事故対策連絡会議)	5名 [3名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県 ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 東海村	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・日立市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
・ひたちなか市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所		派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める		
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班 ^{*4} 及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他の原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	2台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）

*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣者には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、現地事故対策連絡会議への参画及び広報班の副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

*4 警戒事象発生時において、関係機関からの要請に応じて派遣する。

別表－19(2) 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先 ^{*1}	要員数 ^{*2}	貸与する主な資機材等 ^{*3}	数量	実施する主な業務
1. ERC ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
2. OFC ^{*1} (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	5名 [3名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県 ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 東海村	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・日立市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
・ひたちなか市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所		派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める		
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班 ^{*4} 及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他の原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	2台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）

*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣者には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班の副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表－19(3) 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先 ^{*1}	要員数 ^{*2}	貸与する主な資機材等 ^{*3}	数量	実施する主な業務
1. ERC ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達
2. OFC ^{*1} (プラントチーム、広報班、総括班、原子力災害合同対策協議会)	5名 [3名]	・携帯電話	1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・関係機関との調整 ・広報
3. 茨城県 ^{*1}	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
4. 東海村	2名 [1名]	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
5. 関係周辺市町村 ・日立市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
・ひたちなか市	1名	・携帯電話 ・設備関係資料	1台 1部	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項他の支援
6. 事業所外運搬に係る特定事象発生場所	派遣する要員及び資機材の数量等は運搬計画書に定める			
7. その他関係機関 ・緊急時モニタリング班 ^{*4} 及び医療救護班	3名	・放射線サーベイメータ ・防護資機材	2台 1式	・環境放射線モニタリング ・スクリーニング
・原子力緊急時支援・研修センター	2名	・指名専門家の派遣 ・携帯電話	1台	・技術的事項他の支援
8. 他の原子力事業者で発生した原子力災害への協力	2名	・携帯電話 ・防護資機材	2台 1式	・機構内への情報提供 ・汚染検査 ・汚染除去

[] 内の人数は、原子力防災要員の数（内数）

*1 ERC、OFC及び茨城県へのそれぞれの派遣者には、最低1名を副原子力防災管理者とする。また、副原子力防災管理者は、原子力災害合同対策協議会への参画及び広報班の副責任者を兼ねる。

*2 状況により増員を考慮する。

*3 現地対策本部長は、貸与資機材の不足の場合、機構対策本部長に要請し、原則として機構内の他の事業所との連携により確保する。

なお、輸送者は、原則として車両等により確実に支援が行える輸送経路を確保して行う。

別表－20 原子力緊急事態支援組織（1/2）

原子力緊急事態支援組織

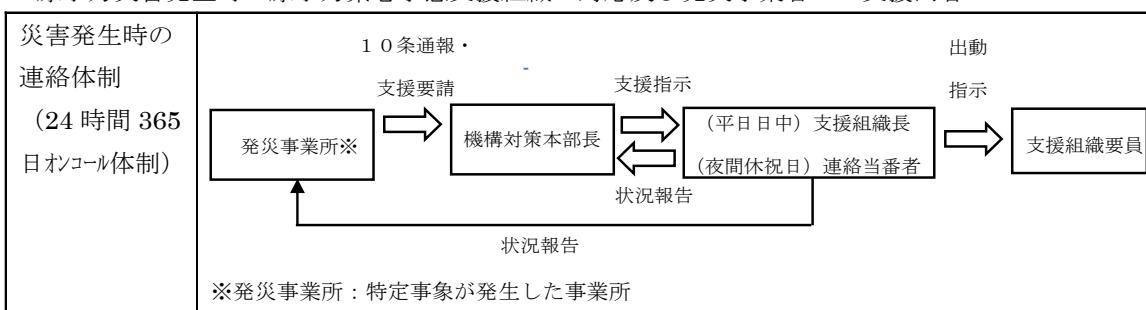
1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
名 称	楓葉遠隔技術開発センター
所在地	福島県双葉郡楓葉町大字山田岡字仲丸 1-22
施設概要	楓葉遠隔技術開発センター内の以下の施設 研究管理棟（事務室の一部他）、試験棟（要素試験エリアの一部、共通エリアの一部）及び付属建屋（資機材保管室の一部）、車庫の一部、倉庫の一部等
要員数	7名以上（組織長、支援組織要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所 : 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 楓葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度 : 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施 ・主な内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等 <p>機構内各事業所の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所 : 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 楓葉遠隔技術開発センター内、又はその他の訓練場所 ・頻度 : 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的（1回／年）に実施 ・主な内容 : 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等
原子力防災訓練への協力	機構内各事業所が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業所との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容



別表－20 原子力緊急事態支援組織（2/2）

発災事業所への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構対策本部長からの支援指示後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、原子力事業所災害対策支援拠点等まで資機材を搬送し、発災事業所の要員に引き渡す。 ・支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプター等による原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・以上の活動については、機構対策本部の指揮命令のもとに実施する。
-------------	---

4. 保有資機材一覧

分類	名 称	数量	保管場所
遠隔操作 資機材	偵察用ロボット（現場撮影、放射線測定）	2台	試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部
	作業用ロボット（障害物撤去等）	2台	
	小型無人ヘリ（高所からの偵察）	2台	
現地活動 用資機材	作業用資機材	1式	試験棟の一部 及び付属建屋 の一部、車庫の 一部、倉庫の一 部
	一般資機材	1式	
搬送用車両	資機材等搬送用車両	2台	

事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年　月　日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　月　日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33		
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	そ の 他 の 防 災 要 員	
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整			名
原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等			名
広 報			名
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握			名
原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止			名
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧			名
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去			名
医 療 に 関 す る 措 置			名
原 子 力 灾 害 に 關 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送			名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等			名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年　月　日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33	
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		
副	氏 名		
	選 任 ・ 解 任 年 月 日		
	職 務 上 の 地 位		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	

	設置場所	

	検出される数値の把握方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

放射線測定設備の性能検査申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により次のとおり放射線測定設備の性能検査を受けたいので申請します。

原子力事業所の名称及び所在地		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
原子力事業所内の放射線測定設備	検査対象数	
	その概要	

原子力防災資機材現況届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称 及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33	
放射線障害防護用 器具	汚染防護服	組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	排気筒モニタリング設備	台
	その他の固定式測定器	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ 測定器
	可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器	サンプラ 測定器
	個人用外部被ばく線量測定器	台
	その他	エリアモニタリング設備 モニタリングカー
	ヨウ素剤	錠
	担架	台
その他資機材	除染用具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33
警戒事態該当事象の発生箇所		
警戒事態該当事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事象 を判断した時刻		(24時間表示)
発 生 し た 警 戒 事 態 該 当 事 象 の 概 要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL07（再）臨界のおそれ <input type="checkbox"/> AL25（再）全交流電源喪失（30分以上継続） <input type="checkbox"/> AL29（再）蒸発乾固 <input type="checkbox"/> AL30（再）使用済燃料貯蔵槽の推移低下 <input type="checkbox"/> AL44（再）水素爆発 <input type="checkbox"/> AL45（再）有機溶媒火災 <input type="checkbox"/> AL46（再）有機溶媒爆発 <input type="checkbox"/> AL51（再）制御室の環境悪化 <input type="checkbox"/> AL52（再）通信設備の一部の機能喪失 <input type="checkbox"/> AL53（再）火災・爆発又は溢水の発生
	想定される原因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

**警戒事態該当事象
発生後の経過連絡**

通報者名 _____連絡先 _____

警戒事態該当事象発生後の経過について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
警戒事態該当事象の発生箇所（注1）	
警戒事態該当事象の発生時刻（注1）	（24時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注1）	
発生事象と対応の概要（注2）	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応（注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 現地対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

 第 10 条事象発生 第 15 条事象発生通報者名連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が事象を判断した時刻	(24 時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<p>原災法第10条第1項に基づく基準</p> <p>*<input type="checkbox"/> SE01 放射線量の検出 *<input type="checkbox"/> SE03 液体放射性物質の放出 *<input type="checkbox"/> SE04 火災・爆発等による管理区域外での放射線の検出 *<input type="checkbox"/> SE05 火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の検出 *<input type="checkbox"/> SE06 (使) 臨界のおそれ *<input type="checkbox"/> SE07 (再) 臨界の発生 *<input type="checkbox"/> SE30 (再) 使用済燃料貯蔵槽に関する異常 *<input type="checkbox"/> SE42 (再) 障壁の喪失(セルの閉じ込め機能の異常) *<input type="checkbox"/> SE51 (再) 制御室の使用不可 <input type="checkbox"/> SE52 (再) 通信設備の全ての機能喪失 <input type="checkbox"/> SE53 (再) 火災、爆発又は溢水の発生 *<input type="checkbox"/> SE55 その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象等による原子力施設への影響</p> <p>原災法第15条第1項に基づく基準</p> <p>*<input type="checkbox"/> GE01 放射線量の異常検出 *<input type="checkbox"/> SE02/GE02 気体放射性物質の異常放出 *<input type="checkbox"/> GE03 液体放射性物質の異常放出 *<input type="checkbox"/> GE04 火災・爆発等による管理区域外での放射線の異常検出 *<input type="checkbox"/> GE05 火災・爆発等による管理区域外での放射性物質の異常検出 *<input type="checkbox"/> GE06 (使) 臨界の継続 *<input type="checkbox"/> GE07 (再) 臨界の継続 *<input type="checkbox"/> GE29 (再) 蒸発乾固の発生 *<input type="checkbox"/> GE30 (再) 使用済燃料貯蔵槽の水位の著しい異常 *<input type="checkbox"/> GE42 (再) 障壁の損失(セルの閉じ込め機能の損失) *<input type="checkbox"/> GE55 その他再処理施設又は核燃料物質使用施設等以外に起因する事象等による原子力施設への影響</p> <p>(使) : 使用施設、(再) : 再処理施設、記載なし : 共通 (注記: * 電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す。)</p>
	想定される原因	
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

特定事象発生通報

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 10 条通報

- 第 10 条事象発生
 第 15 条事象発生

通報者名連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3		
特定事象の発生箇所			
特定事象の発生時刻 ※原子力防災管理者が 事象を判断した時刻	(24 時間表示)		
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類	<p>原災法第10条第1項に基づく基準 <input type="checkbox"/> XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 at 1m 100 μSv/h 以上</p> <p>*<input type="checkbox"/> XSE62 事業所外運搬での放射性物質の漏えい 外運搬通報省令 第3条 該当</p>	<p>原災法第15条第1項に基づく基準 <input type="checkbox"/> XGE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 at 1m 10 mSv/h 以上</p> <p>*<input type="checkbox"/> XGE62 事業所外運搬での放射性物質の漏えい 外運搬通報省令 第4条 該当</p>
	想定される原因		
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

応急措置の概要

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

通報者名連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4番地 33
特定事象の発生箇所（注1）	
特定事象の発生時刻（注1）	(24時間表示)
特定事象の種類（注1）	
発生事象と対応の概要（注2）	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応（注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について
発生時刻順に記載する。

(注3) 現地対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

通報者名連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき
応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称 及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4番地33
特定事象の発生箇所（注1）	
特定事象の発生時刻（注1）	(24時間表示)
特定事象の種類（注1）	
発生事象と対応の概要（注2）	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応（注3）	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について
発生時刻順に記載する。

(注3) 現地対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

防災訓練実施結果報告書

年　月　日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 3 3
防災訓練実施年月日	年　月　日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。